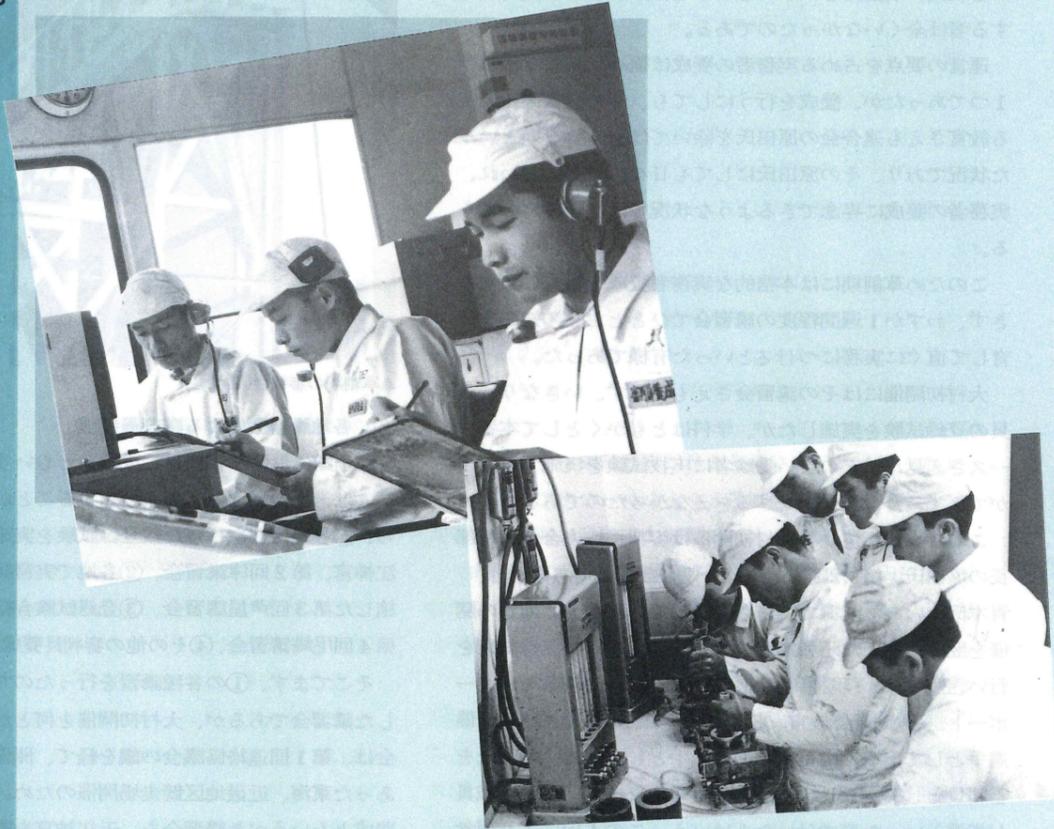


# 4

## 養成篇

### 実務者の養成



## 1. 草創期の審判員、検査員養成

### (1) 大村初開催の審判員養成

総論で述べたとおり、モーターボート競走は選手と同様に審判員、検査員をはじめとする運営担当者にも経験を有する者は全くいなかったのである。

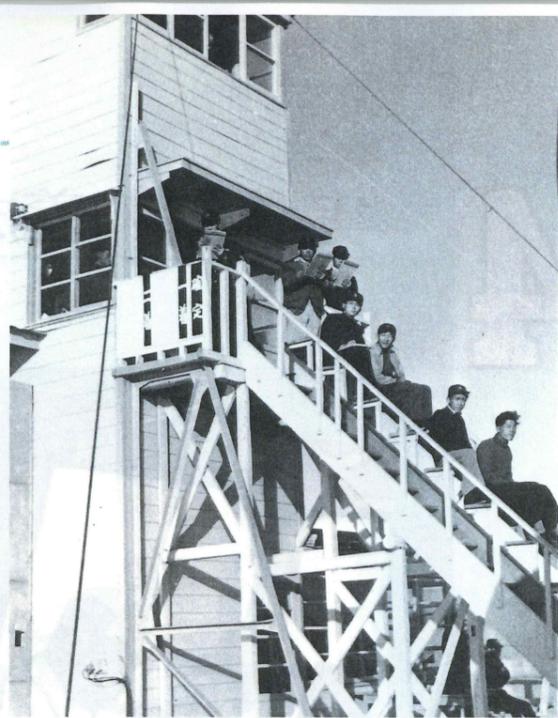
運営の要点を占める実務者の養成は極めて重要な施策の1つであったが、養成を行うにしても、その教育を担当する教官さえも連合会の原田氏を除いては全くいないといった状況であり、その原田氏にしても日々の業務に追われ、実務者の養成に専念できるような状況ではなかったのである。

このため草創期には本格的な実務者養成を行うことができず、わずか1週間程度の講習会でひとりの知識を教育して直ぐに実務につけるといった有様であった。

大村初開催にはその講習会さえも行えず、いきなり審判員の登録試験を実施したが、学科はともかくとして本番レースさえ見たことのない受験者に実技試験を実施することができず、合否を保留せざるをえなかったのである。

このような事情から大村初開催は審判長に連合会業務部長の原田氏、第1、2副審はこれも連合会職員である菊地、青木氏といった配置で実施されたのであるが、2節目の開催を翌日に控えた昭和26年5月6日に審判員の登録試験を行い、翌7日峰（現福岡県副会長）、松永（長崎県モーターボート選手養成会教官、松永時計考案者）、藤村（初開催選手として出場）山田（初開催選手として出場）の4氏を審判員として登録し、5月8日からのレースは連合会職員が指導といった形で付いたとはいえ、この4氏により運営されたのである。

つまり、1節3日間の開催を補助として勤務しながら見学した、あるいは、選手として出場したという経験だけで2節目からの運営にあたったのである。



▲草創期の審判台(常滑)

### (2) 各地講習会による審判員養成

草創期における審判員養成訓練ともいべき「講習会方式」は、次のように大きく分類することができる。すなわち、①各種講習を行った後登録試験を実施した、第1回近江神宮、第2回津講習会、②各地で実務経験のある者に実施した第3回芦屋講習会、③登録試験合格者を対象とした第4回尼崎講習会、④その他の審判員養成、の4項目である。

そこでまず、①の各種講習を行ったのち登録試験を実施した講習会であるが、大村初開催を何とか切り抜けた連合会は、第1回連絡協議会の議を経て、開催準備の整いつつあった東海、近畿地区競走場開催のため、第1回の審判員養成ともいべき講習会を、近江神宮を基地として実施した。この講習会では約60名の参加者を予定していたが、実際には26名の参加であり、その内22名が審判員として登録している。そして、この第1回の講習会修了者は、津、琵琶湖をはじめ、各地の審判運営の中心として活躍するほか

りでなく、その後の各地競走場の開設には経験を生かして実務の指導を行うなど、モーターボート競走の審判、運営を形づくって行くのである。

#### 第1回審判員講習会（近江神宮講習会）

連合会が行った第1回の審判員を養成するための講習会は、昭和27年6月21日より27日までの7日間、滋賀県大津市の近江神宮で実施された。

大村2節目（5/8～10）開催後の5月19日、連合会はモーターボート競走の全関係者による第1回連絡協議会を開催し、大村初開催の結果についての反省と、今後の育成計画を検討した。

まず反省点として、「この競走は必要な準備を全て完了したのち堂々と第一歩を踏み出したものとは思われず、無理を承知で試験的に実施したものである。」と、準備不足であったことを認めながらも、「予想外の人気を呼び、売上高こそ当初の予想額には達しなかったが、レース自体は技術的に一応成功の域に達した」と運営の成功を認めたのである。しかし、細部の運営個々については必ずしも満足しておらず、特に審判については「審判部は審判員候補者に実力がなく、検定試験を延期した有様であり、かつ審判部員として採用された者には経験がなく、連合会競技部長が審判長を務め、ほとんど独力で判定しなければならぬ状態であった」と審判の現状を述べた。そして「競走会はあらかじめ実際に実務を担当できる人間を養成し、実力の培養につとめなければならない」と結論づけたのであった。

次に、今後のモーターボート育成計画を作成するにあたっては、昭和27年6月末までを準備期として「主要数ヵ所の競走場を完成し、この競走場において競走を実施するために必要な諸準備を完成する」、また、同年7月を試験期として、「準備期において研究検討せる成果を総合結果として一応理想的な形態で津、琵琶湖においての競走を実施する」等、計画の基本構想を述べた。さらに、審判員の養成につ

いてはこれを競走会の責任において養成すべきものとして連合会はその一案「審判員養成のための講習会について」を提案したのである。

これについてはさらに具体的に検討され、昭和27年5月23日付の全連業による発幹文書で、「審判員、実務担当者講習会」として実施することを発表した。

#### ○第1回審判員養成計画

目的/モーターボート競走の審判員として公正かつ安全な競走の実施に必要な審判技術と諸規則に習熟せしめ、あわせて競走開催業務一般を理解せしめ、実務推進の中核たらしめる要員の養成を行う。

方針/①各地競走会より実務担当の中心人物及び登録審判員を希望する者を責任をもって推薦させる。②今回は東海、近畿地方の希望者のみに限り各競走会より3名ないし5名くらいずつ、総勢を30名程度にする。③講習期間は7日間とし、合宿訓練を行い、講習終了時には実務に堪えられるよう指導訓練する。④講師にはそれぞれの分野における権威者を集める。⑤教官、助教には単に知識、技能に優れているというだけでなく、所定日程に従い、所望の教育成果を達成し得る教育能力のある者を選ぶ。

講習科目/①法規=競走法、施行規則、登録規則及び規格、試験規程、実施規程例、競技規則、実施検査規程、執務要領 審判規定、選手心得。②器材取扱=故障探究法。③審判実技=審判機器取扱、信号旗取扱、判定実技、審判業務及び服務、連絡。④操縦=基本操縦及び操縦法。⑤学課=船体構造、航走理論、機関工学、燃料潤滑油、教養講座、その他。⑥体育、救急法。

教官及び講師/①指導員=全般の統轄指導に当る。②操縦教官助教=操縦実技優秀者にしてかつ学識徳操豊かな人格者で、教育能力ある者。③学課講師=その都度専門家に委嘱する。

施設及び用具/①宿泊所（近江神宮）②ボート及びモータ

一 各4 (選手養成所所有のものを借りる。)③修理器材及び補修部分品 (選手養成所所有のものを借りる。)④燃料、潤滑油。⑤救命衣その他。⑥講習所及び艇庫 (大津選手養成所)

募集/表記地方競走会長に受講者の推薦を委嘱する。地方運営委員会その他機会あるごとにこの趣旨を関係者に徹底し募集効果を挙げる。

費用/参加者の負担とし1人当り金1万5千円とし、講習終了後経費を計算し過不足を精算する。

右費用は講習期間中の宿泊料 (3食付) 授業料、燃料費、その他一切を含むが、自宅より講習所までの交通費は自弁とする。

日課表	時刻	課目
	06:00	起床
	06:10	掃除
	07:00	朝食
	08:00	演習開始
	11:50	演習終了
	12:00	昼食
	13:00	演習開始
	16:30	演習終了
	17:00	夕食
	18:00	入浴
	19:00	講座
	20:00	自由時間
	21:00	点呼
		就床

その他/①集合場所=滋賀県大津市湖南町 大津モーターボート選手養成所 ②集合時間=昭和27年6月21日午前9

時 (交通機関等の関係で前日到着者は宿泊所の幹旋をする) ③推薦及び参加申込について=(イ)申込締切日 昭和27年6月14日 (ロ)申込先 東京都中央区銀座7-1全国モーターボート競走会連合会 (ハ)各競走会は被推薦者の学歴、略歴、特技等を聴取記載の上推薦書を持参させられたい。④携行品=作業衣、運動靴、着換え(含寝間衣)、日用品、筆記具 関係法規 (法令集、実施規程例、競技規則等)

■予定日程表

日次	午前	午後	
1	入所式 一般心得 関係法規	器材取扱 機関工学	航走理論 船体構造
2	操縦 操舵感得 始動着船	法規	執務要領
3	操縦 緩速航走	器材取扱	競技規則
4	操縦 高速航走	審判実技 (機器取扱)	審判規定
5	操縦及び 審判服務	(3班編成とし、1班は審判、1班は競技進行に分れ、総合的訓練を行う。スタート、編隊運動)	競技規則 一般業務
6	操縦及び 審判服務	(前日に同じ 編隊隊形変換レース)	教養講座
7	操縦及び審判服務	修了式	

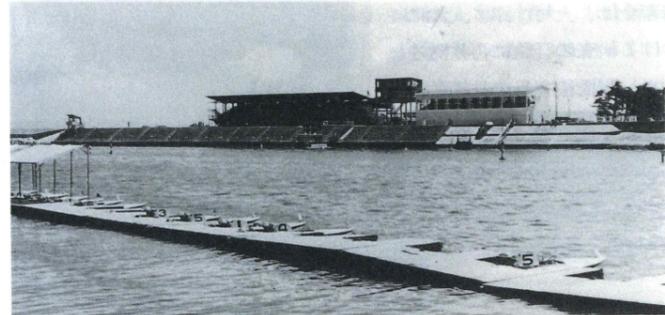
第2回審判員講習会 (津講習会)

第1回審判員講習会を終え、津、琵琶湖各々の初開催も無事終了した昭和27年8月、連合会常務理事会が開催され (8月6日)、各地競走の実施結果の報告ならびに第2回の審判員等講習会開催についての協議が行われ決定をみた。

連合会は、この第2回審判員の講習会実施要領を全連競第36号 (昭.27.8.2) で、またあわせて第37号で「放送員の講習会」を、第38号で検査員の講習会開催を発表した。

○第2回審判員講習会開催に関する件 (全連競第36号)

『大村、津、大津の競走開催に引続き、大阪、兵庫の準備も着々と進み、9月初旬開始の勢にあり、盛夏の候と共に全国における競走開催の気運はとみに上がってまいりましたが、貴競走会においても準備その他にご多忙のこととご苦勞至極に存じ上げます。



▲初開催当時の津競走場 (岩田川河口)

去る6月21日より1週間にわたり、滋賀県大津市において実施いたしました第1回講習会は、大阪、滋賀、三重、愛知、福井、兵庫各競走会施行者の26名の参加を得て、審判員及び開催実務担当者に必要な基礎的知識及び技術につき講習し、参加者の真摯なご勉勵により予期以上の成果を収め、受講者の一部は既に津、大津において開催実務の中核者としてご活躍中ではありますが、その後引続き各競走会のご要望もあり、今回別紙要領により第2回審判員講習会を開催いたしたいと存じますので、左記に基づき受講候補者を至急ご推薦願いたくこの段お願い申し上げます。

なお、開催に必要な審判部の構成中、登録審判員は過去の実績より最低5名は確保しなければならないという結論に達しましたので、既に競走を開始された競走会においてもこの旨お含みの上講習会に参加されるようお願いいたします。①期日/昭和27年8月21日~25日 (5日間) ②会場/三重県津市岩田川口 津モーターボート競走場 ③費用/受講者1人当り金7,000円 (費用は参加申込と同時に連

合会に払込むものとする。)④携行品/作業衣、運動靴、着換え、日用品、筆記具 ⑤集合/昭和27年8月21日午前9時 津モーターボート競走場 ⑥その他/(イ)宿泊所は各人の自由とする。(ロ)希望者には宿泊所の幹旋をする。(ハ)短期講習のため、受講者はあらかじめ関係法規その他必要な勉強を十分しておくこと。

受講者推薦についての注意

①推薦締切日/昭和27年8月14日 ②通知先/東京都中央区銀座7-1全国モーターボート競走会連合会 ③被推薦者は、審判員資格検定試験に合格できるよう一応年齢、身体、適性、学力が登録規則に合致するよう素養のある者を選ばれたい。』

○審判員講習会実施要領 (第2回)

目的/モーターボート競走の審判員として、公正安全な競走の実施に必要な審判技術と諸規則に習熟せしめ、あわせて競走開催業務一般を理解させる。

方針/①各競走会より登録審判員候補者を推薦させる。

②講習期間は5日間とし、基礎的素養を体得させる。

③講習終了時、または適当な時機に審判員資格検定試験を行う。

④講習の全般指導は連合会競技部長が行う。

教育課目/法規=競走法、施行規則、登録規則及び規格、実施規程例、競技規則、執務要領 学課=機関工学、船体構造、航走理論、燃料、潤滑油、塗装 器材取扱=故障探検法 操縦=基本操縦 審判実技=審判機器取扱、判定実技、信号旗取扱、服務連絡、審判実務、その他=体育及び救急法

教育要領/講習期間中の行動はすべて審判服務を基準とする。②審判実技は競走場施設を使用して実地に訓練する。

③宿泊所は自由とし、生活は自治を主とする。

○放送員講習会開催に関する件 (全連競第37号)

『競走開催における放送員の任務は、観客の最大関心事たる出場確定、売上集計、競走成績、払戻金その他競走の運

営進行上、欠くべからざる事項及び観客へのサービスに適時適切な放送をなすことであり、その観客の心理に及ぼす影響はまことに重大なものがあります。

大村、津、大津における放送員は一応、競輪、商業放送等の経験者が充てられており、今後開催を企図せられる所も恐らくこの種の経験者を転用する最も安易な方法が選ばれるのではないかと考えられますが、ご存知のように、モーターボート競走は規則、その他非常に多くの面で競輪等と異なり、モーターボート競走が他の類似競走より抜け出るためには、その特色が最高度に生かされなければならず、かつ開始当初はレース自体に対する観客の認識理解を向上させるため、十分納得のいく説明をする必要もあり、連合会としては、用語、説明法、その他運営に不可欠な事項に付き、指導いたしたく存じ、左記により放送員講習会を開催いたします故、受講者をご派遣下さるようお願いいたします。

①日時／昭和27年8月21、22日（2日間）②場所／岩田川口 津市モーターボート競走場 ③費用／受講者1人当り金 1,000円（ただし右は宿泊料、交通費は含まない。経費は施行者においてご負担相成たく）④携行品／日用品、筆記具 ⑤集合／昭和27年8月21日午前9時 津モーターボート競走場

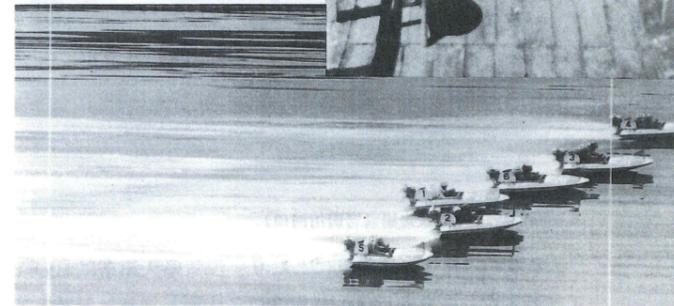
派遣人員はお手数ながら8月14日までに連合会にご通知を下さい。

#### ○検査員講習会開催に関する件（全連競第38号）

『検査員が競走の運営進行の上に占むる責任の重大さと言うまでもない所ではありますが、複雑微妙な機構を有するモーターボートを、限られた極めて短い時間の間に粗漏なく検査し、かつ時々刻々生起する事故、その他種々の事態に適時適切な処置を施して進行に支障なからしめる事は、まことに困難な業務であり、かつこれを少人数で強行せざるを得ない所に、かなりの無理を感じるものであります。結

局これを克服するものは、検査に対する十分な知識と卓抜な技術、そして豊かな経験とすることになります。

今回実施いたします検査員講習会は、大村、津、大津における検査の経験に再検討を加え、既成検査員の技術的研



▲上：草創期の審判台（江戸川）

究と共に、新規開催に備えての検査員養成を行う講習会といたしたく、一応現在、検査に従事している人、及び検査員たんとする人全員の研究講習会といたしたいと存じますので、この旨お含みの上、受講者をご推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、連合会としては、各方面からの要望もあり、近い将来、検査員は何らかの形で連合会の公認制の下におき、その技術の向上と権威の確立を計りたいと考えておりますが、今回はその前提としての第1回研究講習会といたしたいと存じます。

①期日／昭和27年8月31日～9月2日（3日間）②会場／三重県津市岩田川口 津モーターボート競走場 ③費用／受講者1人当り金 3,000円（費用は参加申込と同時に連合会に払込むものとする。右金額は経費の概算にて講習終

了後実費計算の上過不足を精算する。ただし右金額には宿泊料、交通費は含まない。）④携行品／作業衣、着換え、日用品、筆記具 ⑤集合／昭和27年8月31日午前9時 三重県津市大字八町3ノ346（津新町下車）三重県モーターボート競走会事務所 ⑥その他／(イ)宿泊所は各人の自由とする。(ロ)希望者には宿泊所の斡旋をなす。

#### 受講者についての注意

①推薦締切日／昭和27年8月14日 ②通知先／東京都中央区銀座7-1 全国モーターボート競走会連合会 ③被推薦者は、モーターボートを十分理解し、特に小型モーターの取扱に十二分の学識経験を有する人格者を推薦されたい。

なお、上記のうち審判員と放送員の講習会は予定通り実施されたが、8月末に予定されていた検査員の講習会については大阪、尼崎の初開催が9月初旬と決定したため中止された。

連合会は、開催が相次いだ当時の状況とそれに対する人材の確保の必要性を、連合会事務局報第11号（昭.27.8.18.発行）により、次のように訴えている。

#### ○飛躍期の選手審判員対策（第2回審判員講習会の開催）

『競馬、競輪、オートレースに続いてプロスポーツの舞台に新たに登場したモーターボート競走が大衆の絶対的支持を得て、よく競走の目的を達成するため、今日ようやく本格的競走の飛躍的段階に当面して、研究し、また改善すべきテーマは決して少なしとしない。』

選手養成対策、審判員、検査員等養成対策等についてはもちろん、今まで十分研究、検討されてきた課題ではあるが、現に3ヵ所において競走が開催中であり、多くの競艇ファン及び一般観客を生み、その厳正なる批判の対象となっている今日、あくまで公正、安全かつ興味ある競走を展開するために最も焦眉の急を要する問題は選手の技量と人格及び審判員または検査員のそれであることが、過去、他

のプロレースにおいてはもちろん、わがモーターボート競走においても今春以来幾回かの競走実施によって直面されたのである。

モーターボート競走においては、日なお浅く、未だ他のプロレースの如き不詳事こそ惹起しないが、同じ分野の競技として前者のてつを踏むが如きことのないよう十分戒心すべきである。モーターボート競走過去の実績から、なお選手、審判員、検査員の技量未熟のために、あるいは貴重なるモーターボートを痛め、あるいは競技運営上の効果を減殺した事例に接しないではない。これは優秀な選手、審判員ないし検査員等の量的不足の点もあるが、大体上述の技量未熟、実務の不馴れに帰するであろう。

当連合会ではすでにこの点に留意し、選手養成については、大津の公認養成所の2ヵ月訓練、その他の実地訓練に期待をかけ、厳格なる検定試験を行うと共に、選手対策実施に努め、さらに再教育制度についても考慮している。

審判員及び実務担当者の養成確保については、去る6月21日から1週間にわたり、大津、近江神宮を道場に第1回講習会を開催、指導者養成に努め、または選手と同様随時現地指導に当たっている。

右の講習会は各地競走会、施行者関係者の協力により、参加者26名の真剣なる猛訓練によって予期以上の成果を収めた。

この第1回の講習会における成功と、その後各地からの開催要望にかんがみ、今回、左記の要領によって第2回審判員講習会、検査員講習会及び放送員講習会を開催し、優秀な審判員等競走実務担当者の指導、育成に努めることになった。

今回は競走日程、施設その他諸般の状況を勘案し、津市の格別の協力を得て、津市所有の津競走場及びその附属設備の一部を借用して講習会場とし、講習の成果を挙げる』

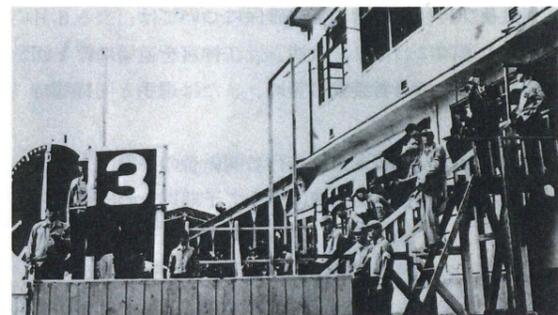
## 第3回、第4回講習会（芦屋、尼崎講習会）

昭和27年末になると連合会は第3回連絡協議会を開き、これまでの競走開催結果を反省して、審判員の6人制を目指す新しい「審判員養成計画」について協議した、その結果次のような方針が確立され、ここに初めて審判員6人制が打ち出されたのである。

## ○審判員所要数の確保とその養成計画ならびに訓練方針に関する件

『競走会当りの所要審判員数を最低6名とおさえて、現在19競走会114名を必要とすることになり、現在71名が不足であるから、新規競走開催とらみ合わせて急速かつ厳正なる養成計画を立てる必要がある、開催1ヵ月前には所要審判員の登録を完了しておかなくてはならない。』

〈実行方法〉資料に示された養成計画を確認した上、細目については競走委員会または技術委員会、もしくは両委員会協議の上方針を決定する。』



▲審判執務風景（昭和28年当時・芦屋）

また、この第3回連絡協議会では「検査員、整備員公認制度制定の件」が討議され、決定をみている。

連合会はこれら第3回連絡協議会の決定により、「第3回審判員講習会」を開くことを決め、昭和27年12月3日付の全連競第153号にて全国に通知した。講習会の期日は、昭和27年12月16日から19日までの4日間、場所は芦屋競走

場であった。

この芦屋での講習会では、登録試験を実施する予定であったが、試験を中止し、さらに実習を積んでから受験というかたちをとった。

## (3) 検査員の公認制について

第3回連絡協議会で制度化が決定した「検査員公認制」は「公認検査員を各地2名確保して、ボート、モーター等各種事故のない公正、安全なレースを運営する」ことを目的としており、法的拘束力はない（登録制ではないため）ものの、認定試験を実施し講習会を行って技能向上を図った。

連絡協議会で決定された方針は、およそ次のようなものである。

## ○検査員整備員の公認制度制定の件

『検査員及び整備員に対しては従来その資格上別段の制限を加えていないが、その職能は極めて重要なものであり、レースの円滑なる進行と完走を期し、レース前の不正をなくす等のためには一定水準の技量の確保と自己の職分に対する強い自覚とが要望される。そのため、①選手、審判員に準ずる資格検定制度を設け、これに合格した者に連合会公認の資格を附与し、その資質の向上を期する。②競走開催に当っては、必ず特定数の有資格検査員及び同整備員をおくようにする。』

方針／この公認制度は暫定措置として定めたい。なるべく早い機会に選手、審判員と同様、省令をもってその資格を規定されたい。

実行方法／運輸省、連合会間で協議し、その細目を決定。』

連合会は、翌28年1月より次なる規程でこの制度を発足させた。

## ○検査員公認制確立について

モーターボート競走も今春、大村市において第1回テストレース開始以来、斯界の好評を得て、現在9競走場の競

## ■検査員公認規程

検査員公認制制定により1月下旬以降実施中であるが、検査員公認規程は次の通り。

## 検査員公認規程

第1条 モーターボートの検査員は、全国モーターボート競走会連合会（以下連合会という。）の行う検査員公認試験に合格したものでなければならない。

第2条 検査員公認試験は学力、人物及び技術について行う。

第3条 検査員の公認を申請しようとする者は、下に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 国籍
- 4 住所
- 5 検査員公認試験合格証の番号

第4条 検査員公認の有効期間は公認の日から2年とする。

但し必要と認められた場合は試験を行うことがある。

第5条 検査員公認の受験資格は下の通りとする。

- 1 年令満25才以上の者
- 2 旧制高等若しくは専門学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者
- 3 内燃機関若しくはモーターボートに関し3年以上の実歴を有する者
- 4 モーターボートの基本操縦の出来る者

- 5 人格円満かつ公正なる者
- 6 身体に著しい障害のないこと。特に視力、色神、音感、触覚に異常のない者
- 7 禁治産者または準禁治産者でないこと
- 8 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は禁固以上の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終りまたはその執行を受けることがなくなった日から2年以上を経過していること
- 9 3等親以内の親族にモーターボート競走の登録選手のない者

第6条 公認検査員につき下の各号の1に該当する事由が生じた場合は連合会は検査員の公認を抹消する

- 1 検査員から公認抹消の申請があったとき
- 2 有効期間が満了したとき
- 3 死亡したとき
- 4 身体に著しい障害を生じ、或は検査員として検査業務に従事するのに下適当であることが連合会により認定されたとき
- 5 第5条第7項乃至第9項に該当するに至ったとき
- 6 検査及び競走に関し不正な行為をしたとき

走開催を見、明春を期して全国的に大飛躍の勢にあり、これ偏に関係皆様の絶大なご尽力の賜と、衷心より感謝の意を捧げると共に、ご同慶の至りと存じ上げます。

顧みるに、今日までの競走の経験及び最近頃に熾烈化したレースの情勢、ならびに一般観客の急速な知識の向上に伴い、審判技術については既に諸種の問題を惹起するの現状にあり、今やモーターボートの整備及び検査の良否が、レースの公正かつ安全な実施に重大な要素となっており、

高度の検査技能と適確な事故調査は、一に検査業務に従事する者の円満公平な人格と、検査に関する豊かな知識と経験によるものであり、連合会においては、既に第3回連絡協議会においても一応の決定を得ました通り、検査員は一定の資格を有するものでなければならない。即ち、検査員の公認制を不可欠のものと考えております。

ついては今回、運輸省当局のご了解の下に、左記要領により検査員の公認試験及び講習会を開催いたしますから、事情ご賢察の上、受験者のご派遣方お願い申し上げます。

なお、右の趣旨により、①昭和28年4月1日以後、本試験に合格した公認検査員2名以上を有しない競走開催は、公正かつ安全な競走の実施を確保することが困難であるから、中止も止むを得なくなるであろう。②本試験には、現在既に検査業務に従事している者と否とを問わず、将来モーターボート競走法による競走の検査業務に従事せんとする者は全員受験するものとする。③受験者に対しては各競走会長において推薦状をお願いいたします。

①試験期日/昭和28年1月28日午前9時より ②場所/兵庫県尼崎市 尼崎センタープール ③試験課目/学科(一般常識)人物、実技(検査、整備、操縦) ④受験料/金1,000円 ⑤携行品/筆記具、作業衣、運動靴、簡単なモーター分解組立用工具 ⑥申込/昭和28年1月12日まで、連合会

試験合格者に対し、翌日引続き検査員講習会を開きます。(会費は1,000円)

昭和28年に入ると「検査員の公認制」が実施されたため、第4回審判員資格検定試験とあわせて公認試験が実施されることとなり、第1回認定試験が尼崎競走場で実施された。試験は学科試験、整備実技、試運転であったが、実技は全分解したマーキュリーを組立て、装着し、試運転を行う当時としては大変高度なものであった。連合会は、これらの試験の合格者を対象として引続き2日間の講習会を行った。「第4回審判員、第1回検査員講習会」である。しかし、1日目が講義、2日目が審判実技や検査実技というこの講習会は、実力を養成するにはあまりにも時間が短かく、内容も乏しいもので、いうなれば「体験講習会」であった。

そして、この尼崎講習会ののち、こうした「連合会が行う講習会形式のまとまった訓練」というのは中止されてしまうのである。審判員、検査員の養成はもっぱら各地の自主的訓練に任せられ、連合会は登録試験でのチェックにその重点をおいていった。

しかし、第3回連絡協議会で決定された「審判員の6人制」は未だ達成されておらず、新たに「公認検査員の2名制」が競走運営の執務体制として業界の目標となりつつあった。

連合会は、この新執務体制の意義を昭和28年2月20日付の全連競第215号により各競走会に周知させると共に、必要人員を早急に確保するため、全連競第38号にて審判員と検査員の各試験を実施することとした。

しかし、試験や講習会を実施しても短時間であり、実技そのものは前述の通り各競走会に任せきりの状態であったため、連合会は各地に対し一層の努力を求めたのであった。○実務担当者養成について(全連競第215号)

『モーターボート競走も皆様のご尽力により、いよいよ隆

盛の一途をたどりつつありますことは、ご同慶の至りと存じ上げます。

貴競走会におかれては、陽春新規開催を目標に、競走場の建設、ボート、モーターの調達、審判員、検査員、整備員、放送員その他開催実務担当者の育成等、諸般の準備にご多忙の事と存じ上げますが、ご承知のように、審判員は法に定められた一定の資格検定試験に合格して連合会に登録されることが必要条件となっておりますが、検査員、整備員もまた、その優秀な素質を確保する観点より、4月1日以降、公認制を採用いたすことになりました。

連合会においては、競走開催に当っては、登録審判員は最低6名、公認検査員は2名を確保することが必要であるとの結論に達し、各競走会にこれが実行方をお願いいたしておりますが、特に新規開催に際しては、開催前に、実務担当者の育成にご留意の上、運営の円滑を期せられたく、出来得れば、既開催地において関係事務の実習を行い、技量を向上させるなど、万全の準備をお願いいたしたいと存じます。

なお、別便にてご通知申し上げます通り、3月下旬福岡県芦屋町の芦屋モーターボート競走場において、審判員、検査員、整備員の試験を行います。今後連合会の業務も相当に繁忙となることが予想されますので、実務担当者の養成や検定試験等も、特定競走会のご希望により、随時実施することは不可能と存ぜられますので、特に右趣旨ご賢察の上、この際しかるべくご配慮くださるようお願いいたします。

○審判員、検査員試験実施について(全連競第38号)

去る1月下旬、兵庫県尼崎市において実施いたしました第4回審判員、資格検定試験及び第1回検査員公認試験は、各競走会の理解あるご協力により、新たに11名の審判員試験合格者と18名の公認検査員の誕生を見、審判、検査の陣容を強化するに大いに役立つものと存ぜられますが、現在

の審判員、検査員の各競走会別所属数は別紙の通りであり、既に全連競第153号及び第194号でご通知申し上げます通り「4月1日現在における、一競走開催当り審判員最低6名、公認検査員2名」の線には未だ不足しており、連合会としては右によりますますレースの熾烈化が予想される春季大飛躍期に備え、左記により、重ねて審判員、検査員の試験を実施して、万全の態勢を整えたいと存じますので、各競走会においても事情ご賢察の上、受験者の派遣方お願い申し上げます。

①第5回審判員資格検定試験(全連競第37号)/3月24日 福岡県芦屋モーターボート競走場

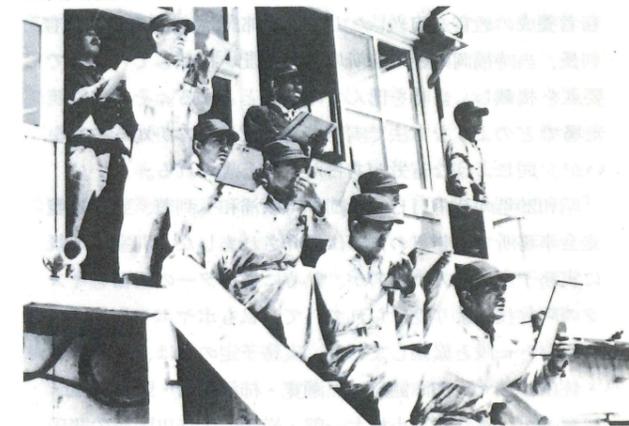
②第2回検査員公認試験(全連競第39号)/3月25日 福岡県芦屋モーターボート競走場

なお、受験者の推薦及び受験申込は、3月10日迄に連合会宛お願いします。

#### その他の実務者養成

連合会では芦屋競走場での講習会以来、養成のための講習会は行わず、養成は各地競走会の責任において実施し、連合会は登録試験で能力をチェックする方式をとっていた。

▼東京都競走会の審判員養成(浜名湖)



## ①東京都競走会の実務者養成

唯一の例外は、法制定以来の念願であった関東地区での開催に備えたもので、昭和29年3月から5月までの2ヵ月間、浜名湖競走場で実施されている。

この浜名湖における実務者の養成訓練は、連合会と東京都競走会の共催という形で開始され、講師陣も各地の、既に実務を十分に経験している競走会からの出向者と、連合会の総力をもって構成されていた。その結果、業界内で初めてというほどの本格的養成訓練がくり広げられるところとなり、当時の教官をして「あの時の訓練が、その後連合会が行った選手や実務者の養成訓練のモデルケースとなったと思う。」

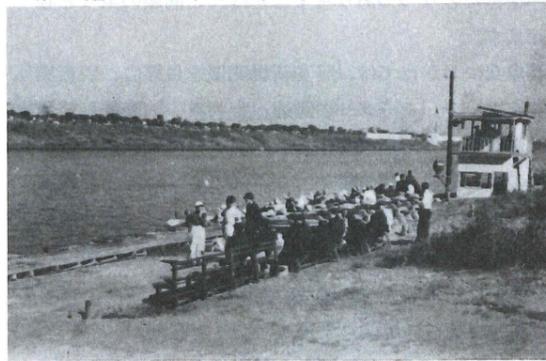
と言わしめる実績をつくった。この時の養成人員については、総論で述べた通り総員26名中19名が審判員、検査員、整備員の資格を取得するという目覚ましい成果をおさめたのである。

## ②埼玉県競走会の実務者養成

各地競走場の実務者養成については、資料もないために不明の部分も多いのであるが、昭和49年3月に埼玉県競走会で発行した「競走会沿革史」の中に、埼玉県競走会の実務者養成の教官を担当した山田平次郎氏(大村競走場初代審判長、当時福岡県競走会所属)の手記を掲載しているので要点を掲載し、当時を偲んでみることにする。その他の競走場でどのような方法で実務者を養成したのか知る由もないが、同じような苦労があったものと思われる。

「昭和29年の9月11日の夕刻5時頃浦和へ到着、翌12日競走会事務所役職員の方々に紹介されました。別室では既に実務予定者の方々11名が、熱心にモーターの講習をキヌタの阿曾技師より受けられていて、私もボヤボヤしてはおれないと一段と緊張しました。実務予定の方は、鹿沼辰雄・佐山雄蔵・阿久津健一・黒瀬寛・柿沼重麿・野口敬三・篠竜一・竹本春雄・小林太一郎・岩崎弘・森川国雄の諸氏

▼第2副審・ビット(昭和30年当時・戸田)



でいずれも明大・日大・九大等一流大学卒業の人々で浅学非才の私に与えられた重責が果たせるかと危惧の念も生じて心細くもなりました。

戸田初開催日は10月14日で1ヵ月で審判・検査要員の養成と、レース場・ボート・モーターの完備と強行軍でした。13日は競走法・同施行規則・実施規程と駆逐です。14日は競技規則とモーターの分解結合。15日は登録規程・検査基準・燃料・電気系統の分解結合の実習。16日はヤマト工場へ行き、モーターの講習を受け、17日は大森で実技の要領を、東京都の中北、板倉両氏により講義指導。18日は執務要領として各職種の指導書に基づき講義、愈々19日より実務実習のため府中競艇場へ日参することになり、服装・腕章・記録紙・バインダー等を準備しました。府中での実習は競技管理鹿沼、検査岩崎・竹本・阿久津、審判森川・小林・篠・佐山・野口・黒瀬・柿沼の諸氏にそれぞれ主力をおいて実習に励み、23日迄連日府中通過、延60レースの実習を終わり。24日より愈々乗艇訓練に入ると張り切りました。浦和・府中は国電の乗り替えも数回あり、九州の田舎者がジュクヤブクロなどの言葉も知りました。

24日には戸田へボート、モーター共納入される予定で、この摺り合わせ運転を兼ね、操縦訓練に入る筈のところ、

墨田製のハイドロが入荷したのみでした。この日、原田部長・阿久津喜三・平野晃・山田公一各理事で戸田レース場の完成具合を語り合い、10月4日の登録予定日に間に合うかが心配され、施設工事に更にハッパをかけるよう申入れることになりました。25日は戸田コースで初乗艇、翌26日は台風15号の接近で戸田コースも相当に荒れ、冠水によるエンストもしばしばでした。戸田の真水でもプラグミスで片肺になることを知り、モータートラブル対策に防水も必要な事を痛感しました。以降、10月1日の審判員登録試験・検査員公認試験にそなえて、連日乗艇訓練や試験勉強の強行でしたが、更に10日程余裕があればと思ひ、諸種の都合で9月1日福岡を出発できなかったことを悔みました。」

## ○審判員資格検定試験、検査員公認試験実施要領

ここで、草創期における審判員資格検定、検査員公認のそれぞれの試験実施要領について触れておきたい。ただしあまり大きな変化はないので、審判員の資格試験実施要領は全連競試第63号(昭.28.5.25付)から第6回のもの、検査員の公認試験実施要領は全連競試第39号(昭.28.2.20付)から第2回ものを転載することとする。

## ○審判員資格検定試験(第6回)

試験期日/昭和28年6月15日午前9時より

〃 場所/滋賀県大津市琵琶湖モーターボート競走場

〃 科目/①身体検査、②口頭試問、③学力試験(機構、法規、論文、数学)、④適性検査(識別、音感、運動神経)、⑤実技試験(審判実技、審判機器の取扱、操縦)

受験資格/①満25歳以上の者、②モーターボート競走に関する実歴3年以上の者、③禁治産または準禁治産者でないこと。④法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者、または禁固以上の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、またはその執行を受けることがなくなった日から2年以上を経過し

ている者。

申込受付/昭和28年6月15日午前8時より午前9時まで。

(於第1試験場)

注意/①受験申込者は所定用紙に所要事項を記載の上、検定手数料金500円を添えて申込むこと。②受験票に貼布のため写真(ブローニー半切上半身)3枚を用意すること。③試験当日は筆記具、昼食携行のこと。④受験票は受験中必ず携行し、試験場ではすべて係員の指示に従うこと。⑤実技試験のため作業衣、運動靴持参のこと。

その他/細部は「競走場、ボート、モーター、選手審判員登録規則」及び「審判員資格検定試験規程」による。

## ○検査員公認試験(第2回)

試験期日/昭和28年3月25日午前9時より

〃 場所/福岡県遠賀郡芦屋町芦屋モーターボート競走場

〃 科目/①学力試験(法規、一般常識、機構)②口頭試問 ③実技試験(検査、整備、操縦)

受験資格/①満25歳以上の者 ②旧制高等専門学校卒業またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者、③内燃機関もしくはモーターボートに関し、3年以上の実歴を有する者。④モーターボートの基本操縦のできる者。⑤人格円満かつ公平であること。⑥身体に著しい障害のないこと。特に視力、色弱、音感、触覚に異常のないこと。⑦禁治産者または準禁治産者でないこと。⑧法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者、または禁固以上の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終り、またはその執行を受けることがなくなった日から2年以上を経過していること。⑨3等親以内にモーターボートの登録選手のいない者  
申込受付/昭和28年3月25日午前8時より9時まで(於試験場)

注意/①受験申込者は所定の申請書に所要事項を記載の上検定手数料金500円を添えて申込みこと。②受験票に貼布のため写真(ブローニー半切上半身)3枚を用意すること。③試験当日は筆記具、昼食携行のこと。④受験票は受験中必ず携行し、試験場ではすべて係員の指示に従うこと。⑤実技試験のため作業衣、運動靴及びモーターの簡単な分解組立工具を準備すること。

その他/細部は「検査員公認規程」による。

## 2. 連合会による実務者養成

連合会の行った審判員、検査員の養成訓練には、2つの大きな流れがある。その流れの第1は、昭和34年から47年まで続く「有資格者の充員配置」に重点を置いた時代であり、第2はこれに続く「資質の向上」に重点を置いた時代とである。

連合会は草創期において、登録審判員6名、公認検査員2名という運営態勢を確立すべく、機会あるごとにその必要性を説いていたが、昭和32、3年頃までは売上も低く、競走会の財政も苦しかったために有資格者の配置は遅々として進まなかった。

観客も運営者側も競技に不馴れであり、選手の技量も未熟なこの時代に有資格者の配置さえも十分でない運営体制で臨むのであるから、当然運営の不手際も多く、これに起因する騒擾事件はあとを絶たなかった。

この事態を重く見た連合会は、機会あるごとに充員配置を説いたが、売上も低迷を続ける草創期にあっては競走会の財政も苦しく、「6:2制」の配置は遠い目標であった。

また、この当時はモーターボート競走だけでなく公営競技全般に騒擾事件が多発した時期であったため、昭和32年

の法改正では競走の健全化が打ち出され、健全化策の一つとして登録制度をとっている選手、審判員の養成が連合会の業務とされた。モーターボート競走業界では、昭和28年以来検査員の公認制度をしき、登録者に準じる制度をとっていたことを考えれば、検査員の養成も同時に連合会の業務とされたと解するべきであろう。

連合会は昭和32年から選手養成を開始するが、審判員、検査員については手がまわらない状態であった。

昭和34年2月10日付で出された通達、「モーターボート競走における騒擾事故対策について」の中で「委任を受けた競走会は、競技の運営に従事する要員を適正に配置することは当然であるが、従来の事故の事例をみても要員の配置に適正を欠き事故を生ずる例もあるので、今後早急に適材を適所に配置し、競技の運営に万全を講ずべきである。特に審判員、検査員の配置は有資格者を配置し、公正な運営を図らなければならない」と指摘されたこともあって、審判員6名、検査員4名の配置を目標とすることになったが、審判員、検査員の数が著しく不足していたため、当面の目標としては審判員4名、検査員3名の「4:3制」の充員配置が昭和34年度の努力目標とされたのである。

有資格者の充員配置をできるだけ早期達成するには、各地競走会が業務の中で新人を養成するには困難である。組織的な実務者養成機関を設けるべきであるとの考えのもとに、連合会は審判員は昭和34年から、検査員は昭和35年から養成訓練を開始するのである。しかしながら、売上が低迷したこの当時は、競走会の経営状態は悪く、人件費すらも節約しなければならない状況であったため、訓練に入所する人数も少なく、「6:4制」は言うに及ばず、当面の目標である「4:3制」すらもなかなか達成されなかった。

実務者は高度な専門知識、技能を修得しなければならないとして、当時の選手の養成期間より1ヵ月長い3ヵ月間で審判員、あるいは検査員いずれか1つの教育だけを実施

していた養成訓練は、昭和36年度の実務者養成からは同じ3ヵ月間に2つの教育を実施することになるのである。同時に2ヵ月間は選手と同一の訓練で基礎を学び、残りの1ヵ月間で専門科目と実技を行うという訓練形態も改められ、最初から実務者としての教育を行うようになるのである。

審判員、検査員といっても基礎教育は同じものであるから、2つの教育を実施したからといって2倍の期間を要するものではなく、教育形態も変わったので大幅に実力が下がるというようなことはなかった。それでも3ヵ月間に2つの教育を実施するため、教育内容において若干のレベルダウンがあったことは否めない。

そこで、当時の目標とした「4:3制」の充員配置が達成されたこともあって、昭和43年の第22期生からは3ヵ月の教育期間に審判員、検査員のいずれか一方の資格を取得するという教育方法にもどし、内容の充実を図ることとなる。

すべての競走場で積年の目標であった「6:4制」が達成されたのは、昭和46年競走初開催以来19年目のことであった。

こうして実務者養成は、充員確保の時代から資質向上の時代に向かうのであるが、「資質向上のための教育」は5ヵ月養成時代から始まったと言ってよいであろう。その前の3ヵ月養成時代はいわば短期大量養成時代であり、ともかく人数が第1義的に考えられたのである。しかしこの間にも連合会が「内容の向上」つまり養成期間の延長を考えなかったわけではなく、昭和37年の法改正を契機に各地競走会に対し「6ヵ月養成」を提案したこともあった。しかし現実が優先し、この養成期間延長問題は、充員配置に一応のメドがつく昭和45年頃まで議論がくり返されていくのである。

そして、連合会が養成期間の延長を提案して9年目の昭和46年、ようやくにして「5ヵ月養成」が決定され、翌47

年度から実施されることとなった。

しかしながら、業界が実務者養成の期間延長決定を逡巡している間に、ファンはもとより競走場施設も選手の技量も一変していたのである。ひとり実務者養成制度のみが取り残されてゆく感さえあった。

そこで連合会は、実務者養成を将来の競走事業をリードしていくべき人材の育成の場とし、個々の総合能力をも開発していくとして、「1年制教育」を提案、昭和48年度から実施に踏み切ったのである。

### (1) 審判員、検査員の3ヵ月養成

#### ① 審判員の養成訓練

連合会は、昭和33年3月10日開催の「32年度第12回定例常任役員会」で、「審判員養成計画」を提案し全員の了承を得て決定するが、連合会銀座事務所の購入など経営面での問題もあり、実際に審判員養成訓練が開始されたのは、昭和34年4月のことであった。訓練期間は3ヵ月、多摩川競走場をはじめ関東地区の競走場を借用しながら実施された。この訓練内容は、当初の2ヵ月間を第5期選手養成員と共に行動し、選手養成員が2ヵ月間で修了した後の1ヵ月間は、審判実技に重点をおいて訓練するというものであった。

第1回審判員養成員の修了式の模様を、昭和34年7月28日発行の連合会会報第97号から拾ってみよう。

○第1回審判員養成員修了式行われる(7月8日連合会で)『去る4月12日多摩川競走場において、連合会が行う審判員の養成訓練を開始してから3ヵ月、この間多摩川のほか関東、東海地区各競走場においても実施されてきたが、7月8日修了を見たので当日午前11時からその修了式が連合会会議室で挙行された。

今回の連合会養成による被養成者は3名で全員合格という好結果であったが、業務部長からの状況報告中、「訓練は最初2ヵ月間を選手養成員と共に訓練を行い、一般的な

モーターボート競走のあり方を把握せしめ、後半の1ヵ月を審判実技を中心とする教育を実施して来た、幸い全員合格したといえども訓練所の都合により1週間短縮せざるを得ない結果となり、現在の實力は熾烈なる競走の第一線にこのまま送り出すには必ずしも満足する状態ではなく、今後なお、格段の指導を要することを認めざるを得ない。訓練に注入した多額の経費に対し、これに応える成果を期し得なかったことは、教育を担当した者、いずれもその責任を痛感している次第である」

と研鑽は未だ今後にあるとの報告があった。次いで会長より修了証書を授与のち、

「諸君は、教官と共によく忍苦に耐え、むずかしい条件下に栄冠をかち得たことは誠におめでたい。モーターボートは機械であり、世人の見方も最近のギャンブルであることを認めているので、これに応えるため人的にも粗製濫造は許されず、学歴人格等において常に他の上位でなければならぬところに連合会の苦心がある。試験は合格しても審判員としての立場上、イザというときに動揺があってはならぬ。いよいよ研鑽に努め泰然自若とした精神修養することが肝要である」

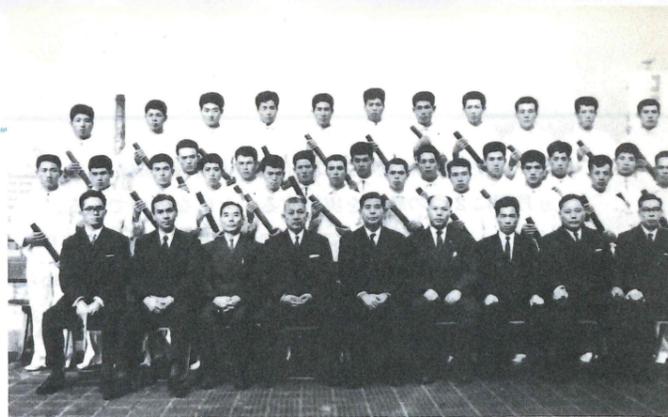
との訓示があった。

かくて富永訓練生の答辞があつて午前11時30分終了、引続き会長はじめ各教官を交えての会食に移り、訓練中の苦心や失敗談で時を過ごしたがさすがに合格の喜びをかくし得ず、いずれも勇躍して帰郷した。」

続いて第2回審判員養成訓練の様子を会報第99号は、次のように伝えている。

○明日への希望を胸に(第2期審判員・第6期選手養成訓練)

『今や、わがモーターボート界の年中行事の一つとなった第6回選手及び審判員の養成訓練は、多摩川を振り出しに浜名湖、箱根、桐生、戸田、多摩川と、レース開催の合間を縫って続けられ、選手養成員にあっては11月14日の卒業



▲第10期選手第2期検査員養成訓練修了記念撮影

式を目前に控えてただ今最後の仕上げの段階(11月8日現在)にある。多分この会報が発行せられる頃には、若さあふれた選手が誕生していることであろう。

選手養成訓練服務規定の起居容儀の項に、「訓練生は、国際的な水準をゆくプロモーターボート選手の資格取得を目指す、精神的、肉体的、技術的教育訓練を行うものであるから、特に規律を厳守し、節制を重んじ、率先集団生活の確立に協力し、終始緊張せる気持を持続して真のボートマンシップの体得に精励まい進しなければならない」と定められており、朝6時の起床から9時30分の消燈まで少しの心の余裕をも許されぬ毎日の連続である。

現在の世の中には見られない、また想像にも難い、厳格な訓練は、世人の遠く考え及ばざるものがあり、百聞は一見にしかずとか、養成訓練を一度でも見た人は猛烈なる訓練に肝をつぶすは必定のこと……(以下省略)。

こうして当初は選手養成員と一緒に訓練を行っていた審判員養成訓練であったが、昭和39年4月以降の第7期審判員養成訓練からは、同時に検査員としての教育を行うこともあって、選手を指導していくためには、より高度な教養とエリート意識の目覚めが必要である。そこで訓練の当初より主任教官による専門教育を行い、「選手養成に比しより厳格、より科学的な訓練を実施する」として、この実務者養成を選手養成と分けて行うこととなる。

さらに第16期審判員・検査員養成訓練になると(選手の

養成訓練では第21期生の5ヵ月養成とほぼ同じ期)、その教育方法や教科書の内容、指導態勢もより整備され、実務者の「3ヵ月養成計画」もひとつの完成を見るに至った。その「訓練実施計画」とは、次のようなものであった。

② 第16期審判・検査員養成訓練実施計画

教育の重点/将来、斯界の指導的立場に立ち、競走運営の中枢となる優秀な審判員、検査員としての素養を育成するため、教育の重点を次の諸点において行う。①指導者としての自覚及び指導能力の付与 ②審判員、検査員として必要な基礎教育(実技と知識)の完全習得及び練達 ③競走運営(検査、審判を主とする)の習熟

実施期日/昭和40年10月20日~41年1月19日(92日間)

実施場所/九州・中国地区競走場

実施要領/①教官配属=教育は原則として教養部職員をもってあてる。②教育日程=教育日数92日、実教育日数67日<内訳>一般教育11日、検査教育28日、審判教育28日その他25日(移動11日、休務4日〔元旦休務を含む〕、検閲6日、試験3日、修了式1日)、教育時間(536時間)

<内訳>法規34、機構41、ボート5、機工11、整備学9、操縦学10、執務要領11、器材取扱9、服務規程、教練、体育、德育、手旗等68、計 198時間 審判実技98、検査79、整備75、操縦86、計 338時間。③教育方法=(イ)指導者としての自覚及び指導能力を付与させる。訓練中のすべての機会を通じ、(内務、教練、体育、德育、実技等)常時涵養する。(ロ)基礎教育(実技と知識)の徹底及び練度をあげるために、次の目標をおいて実施する。(ハ)競走運営に即した教育をするため、できうるかぎり模擬レース等の機会を多くする。④配注意事項=(イ)全般のレベル向上をはかるため、不適者の淘汰を実施する。(ロ)審判自動化にともなう合理運営を期す。但し、非常時における措置として、従来の原始的運営方式の教育も行う。(ヘ)整備能力の向上を図り、1人1基のモーターを割当る。

■課目別目標

課目	目標			時間配分	
	練度	迅速度	正確度	日	時間
検査実技	ボート計測	70回	15分	100%	5 15
	モーター計測	各々	(5ヶ所)		
	装着検査	70	10	100	4 12
	故障探究	180	5	100	4 12
整備	電気	35回	15分		3 9
	気化器	50	10		3 9
	本体	15	30		3 9
	コンロッド	10	40		3 9
	ギヤケース全分解	15	30		3 9
操縦	※スタート	150回		1.5秒	
	個人乗艇時間	15時間		100%	86
審判実技	コーナー記録	50回		100%	2 6
	写真判定	300			3 9
	模擬レース	20			10 40
	想定演習	30			5 20
	瞬間識別	100		100%	2 6

※器材 航走用モーター6基 ボート6隻  
整備用モーター1人当り1基

③ 3ヵ月養成訓練の内容

新しい養成訓練実施計画にそって行った各課目別の時間は、次表の通りである。実行時間では操縦約100時間、整備約90時間、専門課目の検査実技は約70時間、審判実技は約90時間で、合計時間約550時間となっている。

訓練を開始した当初、この総課業時間は600時間とされていたのであるが、競走場を転々と借用しての養成訓練であったため実行不可能日かなりあり、そのため550時間となったのである。なお、個々の課業の実施時間明細はその次に掲げた表の通りであった。

■各課目別計画及び実行時間

課目	14期		15期		16期		17期		18期		19期		20期		21期		22期		23期	
	実行	計画	実行	計画																
操縦	86.30	90.00	113.55	86.00	107.45	87.00	83.55	75.50	116.00	108.50	110.00	122.25	110.00	111.00	114.00	104.45	91.00	86.45		
整備	110.30	120.00	107.25	75.00	93.45	80.00	92.55	82.45	90.00	93.00	80.00	76.00	85.00	103.00	80.00	102.00	131.00	84.20		
検査実技	75.00	80.00	72.50	79.00	63.00	85.00	72.25	89.50	90.00	87.30	85.00	61.40	85.00	72.45	85.00	87.45	102.00	35.30		
審判実技	91.30	100.00	94.00	98.00	98.10	100.00	101.20	88.10	102.00	90.30	90.00	142.05	85.00	81.00	90.00	94.20	115.00	95.50		
法規	46.00	40.00	41.30	34.00	36.40	35.00	39.50	36.30	31.15	52.30	30.00	33.00	30.00	34.15	30.00	46.35	393.00	47.30		
機構	47.30	35.00	39.00	41.00	34.00	43.00	32.45	30.30	30.00	40.05	32.00	31.20	29.00	29.30	29.00	33.30	30.00	24.25		
材料学	5.30	3.00	4.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	5.15	3.00	2.00		
操縦学	9.00	10.00	9.00	10.00	4.45	10.00	8.45	7.00	5.00	5.00	6.00	5.30	6.00	5.15	6.00	6.15	10.15	5.35		
整備学	7.00	10.00	6.30	9.00	4.45	10.00	5.30	5.30	1.15	4.00	9.00	6.20	6.00	4.30	9.00	7.00	1.30	2.00		
機械工学	8.00	8.00	10.00	11.00	10.30	10.00	10.55	7.00	7.45	12.45	15.00	9.00	15.00	12.00	15.00	22.30	-	6.30		
モーター理論	3.00	5.00	5.30	5.00	8.30	5.00	4.00	6.00	5.45	8.40	3.00	6.25	6.00	7.00	9.00	3.00	2.00	6.00		
教練・体育	46.00	35.00	39.00	40.10	47.40	45.00	24.20	28.00	40.00	35.50	40.00	40.45	40.00	29.00	116.00	87.03				
徳育	27.00	21.15	8.10	9.25	7.00	1.00	3.30	7.00	-	8.00	10.00	-	-	-	-	-	-	-		
服務規定	4.00	50.00	4.20	68.00	4.10	68.00	2.00	2.00	3.00	3.00	-	-	-	-	-	-	-	-		
操縦基礎	19.00	10.30	6.10	8.00	6.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
一般基礎	-	11.20	13.50	9.30	7.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
競技運営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28.00	-	-		
その他	-	-	20.00	11.45	25.00	13.30	14.30	10.00	10.00	-	-	-	-	-	38.00	41.35	221.00	181.00		
計	585.30	586.00	590.05	536.00	548.05	558.00	542.25	512.35	517.20	547.20	500.00	535.55	497.00	509.00	585.00	583.30	862.15	664.28		

\*但し、14期・18期の計画時間は不明のため欠落。

■整備時間明細表

課目	15期	16期	17期	18期	19期	20期	21期
電気	22.30	20.40	15.10	16.00	13.50	12.15	14.00
気化器	18.15	9.40	10.15	11.30	13.40	12.45	16.00
機関本体	31.40	11.50	21.00	29.00	30.00	23.00	25.00
ギャケース	10.30	12.00	14.30	14.15	10.20	15.30	17.00
全分解	7.00	15.00	14.00	15.00	12.10	7.00	16.20
故障探究	15.30	10.15	15.00	15.45	10.00		
焼嵌め						5.50	15.00
基礎	2.00	6.20	3.00	2.00	3.00		
合計	107.25	93.45	92.55	82.45	93.00	76.00	103.20

(注) 第14期生は110.30実施

■操縦時間実施明細表

課目	14期	15期	16期	17期	18期	19期	20期	21期
乗艇時間	12.39	16.15	21.02	21.46	37.50	18.17	33.16	26.32
スタート回数	150	143	197	234	405	292	776	501
始動停止		3.15	4.05	4.00	1.00	5.10	2.00	2.00
始動発着		9.30	4.15	3.00			5.00	3.00
慣熟・暖機・調整		7.00	9.00	8.10	2.00	3.00	10.30	8.00
蛇行					9.00	3.00	3.00	4.00
旋回	25.00	25.35	26.30	21.00	24.45	21.00	32.45	24.00
編隊	12.10	9.15	12.45	9.40	17.30	20.00	22.25	
隊形変換	3.00	4.00	3.00	1.00	2.00	3.00	4.00	
交叉旋回	16.05	20.00	12.00	8.00	7.00	3.00	4.00	
スタート法	24.00	29.20	19.40	20.00	20.25	50.10	43.10	39.35
摺合せ運転	8.00	11.00	6.00					
計	86.30	113.55	107.45	83.55	75.50	108.50	122.25	111.00

養成訓練の場所は選手の養成訓練と同様、各地の競走場を借用して行われた。この、いわゆるキャラバン時代は昭和34年4月開始の第1期生から、42年8月修了の第19期生まで続く。そして、昭和42年11月10日入所の第20期生から、本栖研修所での一本化された訓練へと入り現在に至っている。



▲二重針大時計(昭和36年当時・江戸川)

④ 検査員の養成訓練

昭和34年、「競走の健全化と執務態勢の確立」が運輸大臣からの通達により指導されると、連合会は「審判員と検査員を適性に配置する」という施策を打ち出した。

この充員配置計画がいわゆる「6-4態勢」といわれるもので、審判員6名に対し検査員4名という充員計画であるが、当初(昭和34年度)はとりあえず「3名の充員」が目標とされていた。この目標を達成するため、連合会は検査員の養成を行うことを考えるが、これに先立ち、昭和34年8月22、23の両日行われた「34年度第6回定例常任役員会」で、次のように「連合会が検査員の養成を行わねばならない理由」について説明をしている。

○検査員の養成について

『前々より関係者間で取り上げられている審判員の補充について、去る7月25日応募した者31名であったが、未だ推薦されていない競走会もあるので充員は困難である。

また検査員は、34年度充足数24名であり、前回13名の推薦者があったが不合格となったので、34年度の充足は不能の状態である。来る12月の試験の際も必要数24名の合格はちょっと考えられない。故に養成が必要と思われる。養成の期間は1月より3月までで20名として約280万円の経費を要するので予算上の審議ありたい。』

この時点での「検査員養成訓練」は、昭和35年1月から3月までの80日間という予定であったが、その後再び運輸省から指導があり、養成訓練の期間は90日間となる。そこで昭和35年1月12日開催の「34年度第11回常任役員会」において、連合会は「検査員養成員入所試験実施結果」を報告すると共に、検査員養成訓練の延期について懇請、決定をみた。

常任役員会々議録は当日の様相を次のように記録している。『検査員の充員配置については、各地競走会の個々の教育訓練にまいったが、検査員の認定資格検定試験の結果は、16回検定試験において合格者皆無という結果だった。このままでは34年度の充員目標にはとうてい達し得ない。

検査員の教育については各地競走会で個々に教育しているが、充員の目標にはほど遠い。審判員同様、計画された合理的な教育訓練を、連合会で実施して欲しいという強い要望が各地競走会からあり、予算の折衝も運輸省との間に了解を得、その実施が認められた。

検査員の養成者の推薦については常任役員会、連絡会議並びに実務担当者会議等機会あるごとに配慮を願っている。

しかるに、去る12月実施した検査員の養成に対する各地からの推薦者数は僅かに10名であり、入所試験に合格した者は6名に過ぎない。このような僅少な人員をもって直ちに今後3ヵ月にわたる養成訓練に莫大なる経費を使用し、実施する事は経費の面からもまた教育効果の点からも万全は期し難く、実施不可能な実情にある。

養成員入所試験合格者に対しては、教育訓練開始時期の

延期を通知し今日に及んでいるが、かかる状態のままいつまでも放置出来ず、この際検査員の養成を中止すべきか、再募集して員数の確保を計り訓練を再開すべきか、ご審議願ひ度い。」

〈議長〉受験前の事前の教育訓練が各地共欠けているように思う。早急に有資格者による予備訓練を強化し、訓練開始の時日については人員がさらに集まる迄保留する。」

このように「検査員養成の開始」は延期に延期を重ねていたが、同35年3月10日に開催された「34年度第13回定例常任役員会」で、連合会は「検査員養成員の今回の応募者は11名、合計で16名にすぎない。このため選手の養成と並行して実施したい」との提案をし、万場一致で決定された。

かくして、検査員の養成訓練は昭和35年4月23日から、第7期選手養成訓練と並行して行われることとなった。その募集要領は、およそ次のようなものであった。

#### ○第1回検査員養成要領決まる（会報第100号より）

『検査員有資格者の育成が、さきの当会定例常任役員会、及び連絡会議において決定せられ運輸大臣の認可を得ましたが、過般来より叫ばれている有資格者の充員配置のために、優秀素質者の多数応募せられんことを希望いたします。来るべき法律改正の荒波に対処するためにも競走の健全化のためにも関係者各位の良識ある配慮が強く望まれている現状であります。』

応募資格／①新制高等学校（旧制中学校）卒業程度または、これと同等以上の学力のある者（工科関係の基礎素養のある者が望ましい。②昭和10年4月10日以前に出生した者（満25歳以上）③禁治産者または準禁治産者でないこと。④法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたる者、または禁固以上の刑に処せられたる者でないこと。

応募締切／昭和34年12月15日までに当会宛応募要領参照の上申請書等が到着するよう手続きすること。



▲モーターの精密計測

応募要領／受験申請書に所要事項を記載の上左記のものを添え当会へ受験申請すること。①競走会長推薦状1通 ②写真3葉（ブローニー半切脱帽上半身、6ヵ月以内に撮影したもの）③戸籍抄本1通 ④履歴書1通 ⑤受験料500円

試験期日／昭和34年12月25日（金）、受付開始午前8時30分 試験開始午前9時00分

携行品／①試験当日は筆記具及び昼食携行のこと。②身体検査の際、衣服整理のため風呂敷、ポストンバッグ持参のこと。

検査ならびに試験項目／①身体検査 ②学科試験（身体検査に合格した者のみ実施する）③適性検査 ④口頭試問

養成期間等／①昭和35年1月上旬～3月下旬（90日間）②養成訓練実施場所＝関東、東海地区競走場において開催日程を勘案して実施する。③養成に要する費用＝(イ)連合会の負担：教材（ボート、モーター等）教科書その他教育用諸費用1人当り約20万円程度は連合会が負担する。(ロ)養成員の負担と納入：養成期間（約90日）中の宿泊食費実費4万5千円、燃料費1万6千円、部品費1万4千円合計7万5千円を要する。負担金は、入所時に納入することを要する。④養成の取止め＝養成員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その養成員についての養成は取止める。(イ)成績が著しく不良であるとき。(ロ)品行が不良で改俊の見込みがないと認め

られるとき。⑤教育科目＝(イ)学科（約260時間）関係法規、内燃機関、電気工学、滑走理論、流体力学、材料学、操縦学、整備学、気象学、(ロ)実技（約364時間）操縦実技、整備実技、検査実技、競技運営 ⑥教育訓練の性格＝選手養成訓練に準じ厳格に行う。

#### ⑤ 検査員養成訓練の内容

第1期検査員養成訓練は、前期1ヵ月を選手の訓練と同じ基礎訓練に、後期2ヵ月を専門課目の訓練に当てて実施された。

前期教育は操縦、整備、実技を中心に基礎課目に重点を置いて実施し、次に後期教育の1ヵ月間で模擬レースやスタートといった応用的な操縦、検査実技、製図、電気工学、機関工学等の専門学科、計測や工作の実習等を行い、残りの1ヵ月で基礎課目と専門課目の練度を高めて行くという内容であった。

この第1回検査員養成訓練の修了式は、昭和35年7月21日、桐生競走場において挙行された。その時の模様を連合会会報第108号（昭.35.8.10発行）は次のように伝えている（抜すい）。

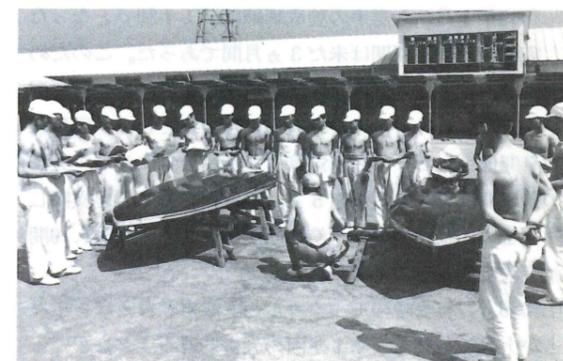
#### ○第1回検査員養成訓練終る—桐生で修了式—

『……有資格者の適正配置により競走運営のより一層の公正かつ安全を図るべく全国各地の競走会より推薦され、集まったこれら訓練生は青葉の候4月23日、所も同じここ桐生競走場の当訓練所に入所、以来3ヵ月にわたり第一線実務担当者として直ちに役立つ充分なる知識と技能を体得し本日ここに修了式を迎えた。認定試験も無事全員優秀なる成績をもって通過し、晴れの認定検査員となった二重の喜びの顔、たくましく成長し今後界の健全なる発展のため中核的存在となるであろうこれら訓練生を見送る関係者の期待に満ちたまなざし……。』

その後、昭和37年の法改正によって検査員も選手、審判

員と同様に登録制に移行した。このため、従来の公認検査員を登録検査員としなければならないので、連合会はこの過渡的対策を、昭和37年5月14日付の「モ実情第29号」で全国へ次の通り発表した。

『①改正法の施行が来る10月1日である関係上登録試験は、それ以後に実施される。②改正法施行の日に登録検査員が無いので改正法では、施行の日から6ヵ月間（昭和38年3月31日まで）に限り連合会が認定した検査員を登録検査員とみなすとされている。ただし経過規定で定められた6ヵ月間に登録試験に合格しない者は以後無資格（認定制度廃止により）となる。③検査員再訓練は毎年7～8月に実施してきたが本年はこれを延期して10月以降数回に亘り実施し、講習会的な内容を盛り込んで開催し、訓練終了ごとに引続き登録試験を実施する予定である。④試験科目その他については、登録規則及び試験規程等の改正後でない限り明確にされないが、概ね次の科目その他が予想せられる。(イ)学科 法規、電気工学、滑走理論、内燃機関工学、材料学、船体構造。(ロ)検査及び整備実技 モーター完全分解及び結合、モーター各部計測及び合否判定、モーター故障発見法、ボート・モーター検査実施要領 (ハ)操縦実技 (ニ)調整運転 (ホ)故障発見 (ヘ)発着 (ト)編隊 ⑤再訓練または講習会等は、



▲ボート名称の試験

短期間である関係上、十分な教育訓練ができないので各地競走会において今日より計画的かつ厳格に再教育、訓練を実施し万漏のないようにされたい。⑥また個々の検査員または他の職員についても、9月より開始される第3回検査員養成訓練を利用する等勉強の機会を積極的に活用されたい。

なお、検査員は、モーターの分解、結合及び計測作業の経験が比較的少ない関係上登録制度以後においては完全分解、結合並びに計測を実施せしめ、従来にも増して厳格に行うといわれているので、各人は受験に備えて機会あるごとに一回でも多く経験を積み、演練して遺憾なきを期しておく必要がある。また、故障探究等についても勘と経験のみに頼る者が多く理論的根拠に基くものが少ないと批判されている、これらは理論に乏しいことになるので、なお一層の研究努力が望まれている。』

(2) 審判員、検査員の5ヵ月養成

① 登録規則と養成訓練規程の改正

実務者の5ヵ月養成訓練は、昭和46、47年度の2年間実施されており、第27～30期審判員と第28～30期検査員の養成訓練がこれに当る。

昭和45年4月から選手の養成訓練は「1年制」となったが、実務者の養成期間は未だ3ヵ月間であった。このため連合会は、このままではますます熾烈化する競走の中で選手を指導していけるような教育ができないとして、同年11月27日開催された「第8回定例常任役員会」において実務者の養成期間を3ヵ月から5ヵ月へ延長することを提案した。そしてこれは、続く「第10回同役員会」(昭46.1.10開催)で決定をみるのである。

昭和46、47年当時のモーターボート競走と言えば、年々売上が上昇し、間もなく1兆円の大会に迫ろうとしている時代であったが、世間一般も田中首相が日本列島改造論を

引っ下げて登場したことに代表されるように、経済は拡大の一途をたどっていた。

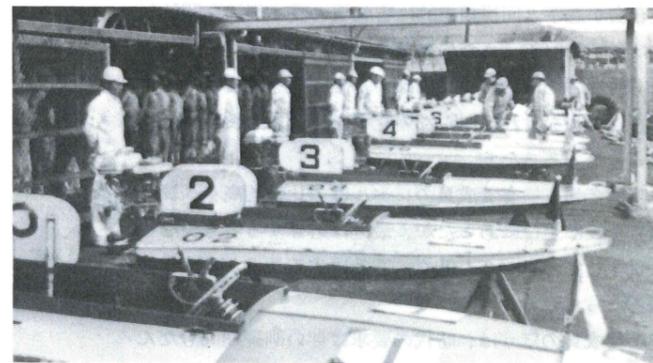
あらゆる企業が拡大策をとったため世をあげての求人難であり、モーターボート競走業界もその一員であった。特に審判員は登録年令が25才以上であるため新卒者の採用が困難であり、また採用はしても25才にならなければ登録できない関係から、長い間補助員を行った後でないと資格が取得できないという状況であった。このため審判員の採用はますます難しくなっていた。

競走法制定にあたって、審判員の登録制をとったのは法の特徴の1つであるが、その趣旨は「競走の勝負の決定を握る審判員の権威を重からしめると共に、その能力の向上を図り、着順の決定その他審判に関して無用の騷擾の生ずることを防止せんとするにある」(モーターボート競走法の解説—眞島健著一)である。このため、登録にあたっては、①年令25才以上、②学力旧制中学卒業程度、③モーターボート競走に関し3年以上の経験を有する、等々の条件が付されていたのである。

しかしながらこの時代になると、各場共審判員6、検査員4の配置を完了しており、新人審判員1人にいきなり重責を負わせるというようなことはなく、経験豊かな審判員の目の届くところで経験を積ませ、その後徐々に1人で判断を下すような職務につくようになっていたため、他の条件はともかく、25才以上の条件は無用のものとなっていたのである。

連合会はこれらの理由から登録規則(省令)の改正を求めると共に、①養成訓練期間の延長、②審判員の登録試験年令引き下げ、を内容とする養成訓練規程の改正を行った。

登録規則の一部改正に関する要望、理由は次のとおりである。



▲装着点検

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正方要望についての理由

現行の審判員登録規則では、年令25才未満の者は審判員としての資格が与えられておりませんが、これは審判員は精神的、肉体的或いは人格的に優れており、しかもあらゆるケースを体験した豊富な人生経験を有するものでなければならぬところから「25才以上の者」と定められているものと存じますが、制度上から見ますと、第1、2副審判員、信号審判員、副審判長等の審判委員及び審判委員長に区分されており、審判判定の裁定は審判委員長が行なうシステムから考えまして、先に申し述べました審判員としての要件は審判委員長として望まれるものであり、審判委員につきましては観客と直接つながらない部署にありますので資格取得者であれば、その業務の遂行に支障ないものと考えます。

また、一般社会でとかくいわれております求人難は業界におきましても同様であり、ましてや審判員につきましては大学、高校の卒業者が養成訓練を修了して資格を取得いたしましても、登録可能年令に達するまでに3年を経過してしまいますので、登録するまでに再度資格検定試験を受

けなおさなければならぬ現状もその障害となっております。一方、他の類似競技及びスポーツ関係の審判員の取得資格をみますと、その殆んどが年令制限を設けておらず、設けているものにあっても20才以上を認めているのが現状であります。(資料参照)

次代を担う優秀な人材の確保が困難になっているのが実情であります。

以上のようなことから考えあわせまして、これからのモーターボート競走運営の確立を図るために現行規則の「25才」とあるのを「21才」に改正方を要望します。

■ 審判員登録年令の改正についての資料

項目	制限	年令制限事項
競輪		20才以上
競馬(中央)		年令制限なし(課長補佐以上の者)
競馬(地方)		年令等に制限なし
オート・レース		20才以上
自動車運転免許試験委員		一般の自動車免許取得年令(警視庁在籍者)
自動車レース審判員		年令制限なし(JAFの資格者)
陸上競技		(学生競技)大学2年生以上で20才以上(一般)年令制限なし
水泳		年令制限なし
ボクシング		審判実務2年以上
自動車整備士		16才以上

○選手、審判員及び検査員養成訓練規程一部改正理由

競走運営の高度化に伴い、より専門的な知識と技術が必要となってきたので、審判員及び検査員の養成期間を現在

の3ヵ月から5ヵ月に延長したい。さらに、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正に伴い審判員養成訓練の入所資格を21歳以上に改める。以上が改正理由である。

こうして、実務者養成もいよいよ5ヵ月養成時代へと入り、訓練の内容も外部から専門講師を招致したり、ボート、モーター等のメーカー工場へ見学に行くなど、その教育に幅と厚みを加えていった。

実技における各課目別の実行時間を3ヵ月養成時代と比べてみると、操縦では3ヵ月時代の100時間に対し、審判150時間、検査90時間、整備では100時間に対し、審判100時間、検査315時間、審判実技では90時間に対し、300時間、検査実技では80時間に対し、160時間となっている。

こうした結果からみても、5ヵ月という養成期間の訓練は、大幅に実質的教育法がとり入れられ、効果もよりあがっていったのである。

しかし、「5ヵ月養成の目標」を具体的に掲げている昭和46年度のモーターボート白書では、同時に、「5ヵ月養成でもまだ問題点はある。として、「さらに期間延長をしなければならない」と、早くも問題提起を行っている。

**(3) 審判員、検査員の1年制養成訓練**

実務者の1年制養成訓練は、昭和48年4月入所の第31期審判員、第32期検査員養成に始まり現在に至っている。

審判員、検査員の養成訓練期間延長問題が正式に提案されたのは、昭和47年7月26日開催の「第4回定例常任役員会」の席上であった。競走の熾烈化、各種の自動化機器の導入等により、高度でしかも多方面にわたる知識を有する実務者を必要とする時代に入っていたこともあって、出席者全員の賛同を得て養成期間を1年とすることが決定された。その提案の内容は以下の通りである。

**① 審判員及び検査員養成訓練の期間延長について**

『連合会が選手と同様組織的に審判員の養成訓練を開始したのは、昭和34年、また検査員の養成は1年遅れて開始した。実務者の初期の養成期間は、基礎実技を習得し、将来選手を指導しなければならない立場を考え、必要最少限である3ヵ月であった。

当時の審判、検査養成員のレベルは、比較的高く訓練の成績も全般に上位にあったが、最近に応募する者も少なく養成員としてのレベルも低く、選手に劣ることが多く常に問題となっている。

選手養成員のほうは、時代の要求に伴い訓練期間もだんだん延長され（現在1年間）技能的にも人格的にも優れた者が養成されるようになってきた。



▲検査員養成員のボート計測（本栖）

また、業界の現状として売上げ入場者は急増し、マンモス企業体として成長しているが、今後の重要課題として長期展望に立ったビジョンの確立の具体的な推進が必要である。競技の近代化、合理化の促進等により審判員、検査員に要求される技術や執務能力もより高い力が必要になってくる。

なお、将来の業界と現状とを考え合わせ、競技を運営し選手を指導しなければならない審判員、検査員の養成として2～3年の訓練期間が必要であるが、一挙に2～3年に

するには無理もあり、現段階においては少なくとも1年以上にすべきである。

業界において優秀な人材を確保し、効果的に教育していくことは、全てに優先して考えなければならない、審判員、検査員の1年教育の実施について審議願いたい。

なお、事務局として、来年の4月から実施したいと考えている。」

実務者の1年養成制度は、昭和48年2月22日、船監第76号にて認可されたが、この規程の改正理由は次の通りであった。

**○選手、審判員及び検査員養成訓練規程一部改正理由**

『①競走の近代化による運営の高度化に伴い、運営従事者の専門的な知識、技術等が必要とされているばかりでなく、競走全般の体質改善が必要となってきた。

そこで、選手についてはすでに昭和45年より養成期間を1年に延長し、教育内容を充実し素質の向上を図っているところであるが、さらに近代的競走の推進力となる審判員及び検査員についても教育内容を充実し素質の向上を図るため、現在の5ヵ月の養成期間を1年に延長したい。

②審判員または検査員で養成の課程を修了した者が、検査員または審判員の養成を受けようとする場合は、共通な基礎教育の重複をさげ資格を取得させるため、編入試験を行い、合格者には、中途から養成を行うことができるように改めたい。

これが養成訓練規程改正の理由である。

**② 教育実施計画の概要**

1年制養成の訓練計画は、1年間を大きく3つに分けて前期基礎教育、中期教育、後期教育と考え、その中期教育を現地研修とするという従来になかった特色を織り込んでいた。この現地研修とは、競走場に養成員を派遣して実務の補助をしつつその知識と技術を修得させるという、新しい教育方法である。

また、既に審判員もしくは検査員の資格を取得して、もう一方の資格取得を希望するという者に対しては、「編入試験を受け、9ヵ月目にあたる後期教育から参加。」ということと新しく認められた。いわば教育制度の合理化である。

**○審判員、検査員養成訓練（1年教育）の実施について**

目的／各地競走会の要望する心技共に優れた登録審判員及び検査員を養成し、有資格者の充員及び適正配置を図り競走の公正円滑な運営に万全を期す。

方針／研修所においては、審判員、検査員としての必要な基礎知識及び技量を重点として修得させ、教育の中期においては、競技運営の実態をつぶさに把握させるとともに、競走の実情にあった執務能力を附与するため、現地研修を行う。

実施要領／①教育場所＝本栖研修所及び各地競走場（ただし、現地研修は推薦にて行うものとする。）②教育期間は下記の通りとする。

	教育内容	審判員養成	検査員養成	教育場所
前期教育期間	基礎教育	5ヵ月間	7ヵ月間	研修所
中期教育期間	現地研修	4ヵ月間	2ヵ月間	現地（競走場）
後期教育期間	総合教育	3ヵ月間	3ヵ月間	研修所

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月  
 審判員養成——（前期基礎教育期間）——（中期教育期間）——（後期教育期間）——  
 （31期） 4ヵ月 （9ヵ月目編入試験）

検査員養成——（前期教育期間）——（中期教育期間）——（後期教育期間）——  
 （32期） 2ヵ月 （9ヵ月目編入試験）

③教育方法＝(イ)教官の配置：a. 研修所においては専門教官及び専門講師をおく。b. 現地においては競走会役員に依頼する。(ロ)教育の重点：a. 前期教育〔審判員、検査員として、必要な基礎知識及び技量を修得させる。〕 b. 中期教育（現地研修）〔開催時は審判員、検査員の補助として実務につき、非開催時は、整備、操縦実技の修得に重点をおく。〕

c. 後期教育〔審判員、検査員としての知識、技量を完全に修得させ、最終的にはその資格を取得せしめる。〕

④研修の確認＝(イ)毎月一度定められた日に研修所に向向かせ、研修状況を確認する。(ロ)概ね週1回研修レポートを提出させ確認する。⑤現地研修の交通費＝現地研修のための往復の交通費は、連合会負担とする。

編入試験／養成訓練規程に基づく編入試験は、後期教育の初期に行う。

※ この訓練計画は、状況により多少変更する場合がある。

### ③ 中期教育の現地研修について

昭和48年8月10日、「第1回実務者養成員の現地研修打合せ会」が開催され、第31期審判員、第32期検査員両養成員の教育計画と実施要領が決定された。そして、審判員養成員は昭和48年9月10日から49年1月8日までの121日間、検査員養成員は昭和48年11月12日から49年1月8日までの57日間実施されることとなった。

#### ○現地研修実施要領

研修場所／各地競走会

研修期間／(教育期間は次の通りとする)①審判員養成員＝昭和48年9月10日午前10時より49年1月8日午前11時まで(冬期休暇含む121日間)②検査員養成員＝昭和48年11月12日午前10時より49年1月8日午前11時まで(冬期休暇含む57日間)

研修方法／①教育の重点＝開催時は審判員及び検査員の補助として実務につき執務要領等の基礎を修得させ非開催時は操縦、整備実技等の修得に重点をおく。

②教官の配置＝競走会役員(教育分担については競走会に一任する。)

教育器材／教育器材については競走会及びオーナーの資材を借用する。

研修の確認／毎月1回(月末)研修状況(レポート及び実



▲審判実技訓練(本栖・主審車内)

務記録)を研修所へ郵送し確認する。研修所職員が、月に1～2回出向き、現地側の指導者と懇談を持ち、状況を把握する。現地研修終了後、現地教育責任者はすみやかに教育実施状況について報告するものとする。

現地研修の諸経費の負担について／現地研修のための研修に必要な経費は、1人1日1,500円を委託料として支払い、なお次の諸経費については実費支払うものとする。

①本栖一現地競走会の往復の交通費 ②燃料油脂費＝課業に使用した燃料油脂費 ③部品費 ④雑費＝医療費等

その他／①訓練生の服装は白作業衣とする。②訓練生は研修を表わす腕章をつけさせる。③訓練生の休暇は現地競走会に一任する。④緊急の場合はすみやかに研修所へその旨連絡すること。⑤競走開催中は管理委員の補助として原則的に選手宿舎に宿泊させるものとする。

### ④ 養成訓練入所年令の引き下げ

既に述べたとおり、審判員の登録年令の引き下げとこれに伴う養成訓練規程の改正は、大学新卒者をはじめとする年令不足のために資格を取れない者に道を開いたが、養成訓練規程にはもう一つ実情に合わない矛盾があった。

いかに高学歴時代とはいえ、高校を卒業して就職する者も多い。その高校新卒者に養成訓練が3年間の門戸を閉ざしていることは、現実にも目を背けていることであり、業界にとっても大きな損失であった。

審判員、検査員の登録が、その職務の性格からしてある程度の年齢制限をするのはやむを得ないであろうが、高校新卒者には3年間も入所試験の受験資格がないというのは、実務者の教育の面から見ても大きなマイナスであった。

現役を離れているという年月は、総合力では確実に進歩していても基礎学力には落ちる傾向にある。

それから、入所試験を受けるのでは合格するのも大変であり、その後の訓練の効率も悪い。

この問題を解決したのが入所年令の引き下げである。まだ頭の柔らかいうちに訓練でモーターボート競走の基礎をしっかりと身につけ、その上で先輩の指導を受けながら実務につき、十分な経験と適切な判断力を身につけた上で登録するというシステムができたのである。

改正理由は次の通りである。

### ○選手、審判員及び検査員養成訓練規程一部改正についての理由

審判員、検査員の人材を確保し、もって競走の公正かつ円滑な運営をはかるため、審判員及び検査員の養成訓練の入所資格を21才から18才に改める。

以上が本規程の改正理由である。

### ⑤ 1年制養成の特徴と成果

1年制養成の特徴は、長期間の現地実習と編入制度の採用にある。

現地実習は本栖研修所で基礎教育を修了した訓練生を一人担各自の所属する競走会へ現地実習という形で帰し、実務を勉強しようというシステムである。

一通りの教育が終わったところで現場を知り、各々がテーマを持って後期教育に取り組むというこのシステムは、

教育と現場を結び付け、教育に臨場感を持たせることで大きな成果をあげている。

また、1年制養成のもう1つの特徴である編入制度は、教育期間の延長により、基礎教育が充実したために実施可能となった制度であるが、前にも述べた通り審判員検査員といっても基礎は全く同じものである。その意味で基礎教育を完全にマスターしていれば、専門分野だけ勉強すれば審判員として、あるいは検査員として十分な実力をつけられるのである。

競走会はその事業規模からいってそう多くの人員を抱えるわけにはいかない。限られた人員の中で効率的、合理的な人事を行うためには能力、年齢構成等によっては審判から検査へ、または検査から審判へといった人事が必要になって来る。

しかし、有資格者の配置という制限が障害となって思うような人事ができずにいる競走会も少なくなかった。

養成訓練に入らなければ資格試験を受験できないということではないが、現在のように高度な知識、技能を求められる時代となると、養成訓練に入らないで資格試験に合格することは極めて難しい。

この問題に合理性を持たせたのが編入試験で、基礎教育の重複を避け、できるだけ短期間に他の資格を取得させようというものである。

この制度が制定されてからは、大半の修了生が編入制度を利用し、両方の資格を取得するようになっており、このため競走会は効率的な人事ができるようになって来ているのである。

競走会の財産は、高度な専門知識と技能とを持った人材である。その最も基礎となる人材養成を担当しているのが審判員、検査員の養成であると言えよう。

本栖研修所に響き渡る若者の元気な声こそ、明日のモーターボート競走を支える力である。

■草創期の選手養成

期別	養成期間	入所者	修了者	登録者	期別	養成期間	入所者	修了者	登録者
1	26.9.3～11.3	18	18	18	16	28.4.6～7.5	44	50	26
2	10.3～12.12	17	15	14	17	5.6～8.5	44	7(1)	5(1)
3	12.13～27.2.5	8	7	7	18	6.6～9.5	31	52(5)	41(4)
4	27.2.13～4.19	11(1)	11(1)	9(1)	19	7.6～10.5	46	9	8
5	4.10～6.10	37(1)	37(1)	36(1)	20	8.6～11.6	38	13	12
6	5.19～7.21	38(1)	37(1)	36(1)	21	9.6～12.6	38	5	5
7	7.2～9.3	35	34	33	22	10.6～29.1.1	33	12	12
8	8.5～10.4	48(5)	48(5)	46(5)	23	12.1～29.3.31	41	計	160
9	9.5～11.4	48(3)	48(3)	35(0)	24	29.1.6～5.1	28	9	9
10	10.5～12.4	54(7)	53(6)	51(6)	25	3.25～7.27	38	8	8
11	11.5～28.1.12	56(5)	55(5)	46(5)	26	5.26～9.27	30	計	17
12	12.6～28.2.10	49(2)	46(2)	41(3)	27	7.12～11.27	44	19	17
13	28.1.6～3.5	54(3)	54(3)	40(3)	28	10.29～30.2.2	16	53	53
14	2.6～4.5	78(2)	—	—	29	30.1.27～5	19	計	1,090
15	3.6～6.5	49	—	—	計				

＜注＞1. 琵琶湖養成 第14期生以降の修了生と登録者数は不明 2. ( ) 内は女子

■連合会の選手養成 (1)

期	養成期間	応募者数	推選者数	一次合格者数	二次合格者数	入所者数	修了者数	登録者数	備考
1	32.2.26～4.26	1,560	238	164	50	46	36	34	2ヶ月養成開始
2	6.18～8.19	323	103	64	40	38	24	17	
3	33.1.15～3.16	263	148	82	58	56	45	44	
4	4.30～6.31	257	145	55	39	37	31	28	
5	34.4.12～6.15	374	225	136	74	69	46	45	
6	9.16～11.14	201	147	76	51	46	37	35	
7	35.4.23～6.19	114	65	46	31	28	18	17	
8	8.15～11.11	75	58	36	23	20	16	15	3ヶ月養成開始
9	36.4.3～6.30	78	62	40	32	29	23	22	
10	9.1～11.28	82	54	44	34	31	26	26	
11	37.4.2～6.29	185	133	86	60	55	47	37	
12	9.1～11.29	187	127	82	61	58	46	46	
13	38.1.12～4.6	157	105	53	42	41	34	34	
14	4.20～7.18	376	266	144	65	59	50	47	
15	8.15～11.12	289	213	140	72	70	63	62	

■連合会の選手養成

期	養成期間	応募者数	推選者数	一次合格者数	二次合格者数	入所者数	修了者数	登録者数	備考
16	39.1.8～3.31	292	192	99	61	61	47	46	
17	5.1～7.28	302	207	104	48	46	44	34	
18	9.3～12.1	329	246	125	54	50	49	41	3ヶ所で学科試験、身体検査実施
19	40.1.8～3.31	280	188	90	46	39	30	30	
20	4.29～9.5	307	307	166	67	64	36	36	5ヶ月養成開始
21	9.20～41.3.19	693	309	166	67	66	34	35	
22	41.4.21～9.20	1,066	343	197	65	62	39	39	
23	10.20～42.3.17	701	171	88	54	50	40	40	
24	42.4.23～9.19	834	218	109	61	59	33	33	
25	10.12～43.3.12	731	200	115	66	65	44	44	
26	43.4.5～9.2	919	266	132	95	92	64	54	
27	9.5～44.2.1	825	247	144	97	95	60	60	
28	44.2.5～7.5	946	318	100	88	82	43	43	
29	9.1～45.1.28	—	318	173	100	95	50	50	
30	45.1.16～6.14	—	240	165	100	95	40	40	
31	4.7～46.3.25	928	260	155	71	47	36	36	1年制養成開始
32	10.1～46.9.31	1,011	237	71	67	49	43	43	
33	46.4.10～47.3.25	1,091	312	64	58	40	36	36	
34	10.9～47.9.25	1,266	319	64	56	42	39	39	
35	47.4.10～48.3.26	1,563	390	56	42	42	38	38	
36	10.9～48.9.25	1,106	532	97	42	41	36	36	6ヶ所で学科試験実施
37	48.4.9～49.3.24	1,008	381	60	23	23	21	21	
38	10.12～49.9.26	743	231	44	22	22	18	18	
39	49.4.9～50.3.24	919	293	86	25	25	25	25	年間1回養成開始
40	50.4.10～51.3.23	1,286	374	112	54	53	34	34	
41	51.4.6～52.3.23	1,251	387	227	29	28	13	13	
42	52.4.6～53.3.24	1,404	425	131	59	53	38	38	
43	52.10.5～53.9.27	1,027	366	183	50	47	31	31	
44	53.4.5～54.3.23	1,034	337	188	33	29	25	25	
45	10.11～54.9.26	975	297	134	31	29	23	23	
46	54.4.1～55.3.26	787	259	128	28	28	20	20	
47	10.11～55.9.24	743	230	121	22	19	19	19	
48	55.4.9～56.3.26	885	376	196	37	36	32	32	女子12名含む
49	10.8～56.9.23	765	290	156	33	32	30	30	女子5名含む
50	56.10.7～57.3.24	787	361	161	30	30	27	27	女子12名含む

■選手資格検定試験結果

回	試験日	場所	受験者	合格者	累計	回	試験日	場所	受験者	合格者	累計
1	27.3.15・16	大津	40	25	25	44	36.6.28~29	桐生	24	23	1,565
2	3.28・29	大村	44	26	51	45	11.26~27	"	26	26	1,591
3	4.28	大津	26	17	68	46	37.7.26~28	浜名湖	46	37	1,628
4	5.11	大村	7	4	72	47	11.26~28	桐生	46	46	1,674
5	6.12	大津	52	31	103	48	38.4.3~5	若松	34	34	1,708
6	7.22	"	56	27	130	49	7.12・15・16	"	52	47	1,755
7	8.11	"	21	19	149	50	11.8~10	"	64	62	1,817
臨時	8.28	東京	18	8	157	51	39.4.3~5	下関	53	47	1,864
8	9.16	大津	55	39	196	52	7.22・25~27	"	45	39	1,902
9	10.9	"	63	26	222	53	11.24・27~29	若松	46	45	1,948
10	10.30	"	19	19	241	54	40.4.3~5	徳山	32	30	1,978
11	11.3	芦屋	59	47	288	55	9.20~23	若松	37	36	2,014
12	11.18	大津	65	36	324	56	41.3.15~18	"	35	35	2,049
13	12.3	"	81	54	378	57	9.14・17・18	下関	39	39	2,088
14	28.2.2	"	151	32	410	58	42.3.10・14・15	"	40	40	2,128
15	3.13	"	163	129	539	59	9.17~18	若松	33	33	2,161
16	3.23	"	14	13	552	60	43.3.8~11	蒲郡	46	44	2,205
17	5.18	"	115	54	606	61	8.28~31	本栖	74	64	2,269
18	6.19	"	106	52	658	62	44.1.27~30	"	61	60	2,329
19	7.1	芦屋	56	51	709	63	6.29~7.3	"	49	43	2,372
20	7.24	大津	101	54	763	64	45.1.24~26	"	52	50	2,422
21	8.10	大村	19	12	775	65	6.10~12	"	42	40	2,462
22	8.21	大津	101	60	835	66	46.3.19~21	"	36	36	2,498
23	10.22	"	134	94	929	67	9.21~23	"	44	43	2,541
24	11.18	"	81	46	975	68	47.3.18・21・22	"	38	36	2,577
25	12.12	"	70	46	1,021	69	9.18~20	"	41	39	2,616
26	29.1.	"	59	36	1,057	70	48.3.20~22	"	38	38	2,654
27	4.5	"	69	34	1,091	71	9.18~20	"	37	36	2,690
28	5.23	"	71	33	1,124	72	49.3.14.17.18	"	22	21	2,711
29	7.31	"	81	44	1,168	73	9.18~21	"	19	18	2,729
30	10.5	"	69	28	1,196	74	50.3.14~17	"	25	25	2,754
31	12.9	"	86	36	1,232	75	—	—	—	—	—
32	30.5.27	"	107	28	1,260	76	51.3.16~18	"	35	34	2,788
33	10.30	江戸川	83	10	1,270	77	—	—	—	—	—
34	31.5.20~22	多摩川	64	24	1,294	78	52.3.15~17	"	13	13	2,801
35	9.20~29	"	76	11	1,305	79	—	—	—	—	—
36	32.4.27~30	"	59	35	1,340	80	53.3.15.17.18	"	39	38	2,839
37	8.15~18	"	43	18	1,358	81	9.18・21・22	"	31	31	2,870
38	33.3.13~15	"	53	44	1,402	82	54.3.14・16・17	"	25	25	2,895
39	6.27~29	桐生	39	28	1,430	83	9.17~19	"	23	23	2,918
40	34.6.11~14	多摩川	51	45	1,475	84	55.3.17~19	"	21	20	2,938
41	11.10~13	"	40	35	1,510	85	9.17~19	"	19	19	2,957
42	35.6.16~18	"	19	17	1,527	86	56.3.16~18	"	33	32	2,988
43	11.9~10	"	16	15	1,542	87	9.16~18	"	30	30	3,019

<注>75・77・79回は年間1回開催のため実施していない

■連合会の審判員養成

期	養成期間	推薦数	受験数	学科不合格	身体検査不合格	合格	入所	編入	修了	備考
1	34.4.12~7.8	23	23	8	13	5	5		5	3ヵ月養成開始
2	9.16~12.13	29	25	0	17	8	8		8	
3	35.8.15~11.11	8	6	1	2	3	3		3	
4	36.4.3~6.30	8	8	0	4	4	4		4	
5	37.4.2~6.29	12	11	0	1	10	10		10	
6	38.1.12~4.6	15	15	0	5	10	10		10	
7	39.5.1~7.28	10	9	1	6	2	1		1	
14	40.1.8~3.31	21	21	10	6	5	5		3	
15	4.29~7.29	19	18	5	5	8	14		12	
16	10.20~41.1.22	32	31	7	10	14	13		10	
17	41.6.15~9.20	21	19	4	5	10	10		10	
18	12.14~42.3.17	12	11	3	6	2	2		2	
19	42.5.23~8.26	21	19	6	5	8	8		8	
20	11.10~43.2.12	22	21	5	6	10	10		9	
21	43.5.8~8.10	17	17	3	5	9	9		8	
22	10.18~44.1.16	20	16	9	3	4	4		3	
23	44.4.7~7.5	9	9	3	0	6	6		6	
24	45.1.15~4.14	8	8	2	0	6	6		5	
25	4.1~7.3	4	4	2	0	2	2		2	
26	9.16~12.16	10	10	7	1	2	2		2	
27	46.4.10~9.6	22	22	18	0	4	4		3	5ヵ月養成開始
28	10.9~47.3.7	24	24	15	0	9	8	1	9	
29	47.4.10~9.6	23	23	13	0	7	8		7	
30	10.9~48.3.5	15	15	10	0	5	5		3	
31	48.4.9~49.3.24	10	10	5	1	4	4		3	1年制養成開始
32	48.10.12~49.9.26	8	8	4	0	4	4	2	3	
33	49.4.10~50.3.24	10	10	2	5	3	3		3	
34	49.10.14~50.9.26	15	15	6	0	9	9		9	
35	50.4.10~51.3.23	18	18	7	1	11	10		6	
36	50.10.6~51.9.21	8	8	5	0	3	3	2	5	
37	51.4.6~52.3.23	17	17	13	0	4	4	1	5	
38	51.10.5~52.9.22	12	12	3	0	9	8	2	10	
39	52.4.6~53.3.23	15	15	4	3	7	7		7	
40	52.10.5~53.9.27	10	10	2	1	6	6		6	
41	53.4.5~54.3.23	10	10	2	5	3	3	3	6	
42	53.10.11~54.9.26	8	8	3	4	1	1	43期検査から転入3	4	
43	54.4.11~55.3.26	13	13	1	0	9	9		8	年間1回養成開始
44	55.4.9~56.3.26	9	9	4	0	5	5		5	
45	56.4.8~57.3.24	13	13	2	6	5	5	2	7	

<注> 1. 第4~22期生までは審判員・検査員の両資格取得制度  
 2. 昭和40年からは、これまでの審判員養成7期と検査員養成6期が終了しているため第14期実務者養成として開始された。

## ■審判員資格検定試験結果

回	期 日	場 所	受験者	不合格者	合格者	備 考
1	27.5.6	大 村	7	3	4	大村第2節目開催準備
2	6.26	大 津	25	3	22	近江神宮講習会参加者
3	8.25	津	23	8	15	第2回審判員講習会参加者(津)
4	28.1.25	尼 崎	29	18	11	
5	3.24	芦 屋	23	13	10	
6	6.15	大 津	21	13	8	
7	9.17	若 松	20	14	6	
8	29.3.9	大 津	48	28	20	
9	5.9~10	浜名湖	50	20	30	東京都開催準備の為の大量受験
10	10.1~3	府 中	38	33	5	
11	30.3.9	児 島	26	24	2	
12	30.10.25	東 京	13	10	3	
13	31.5.11	"	13	13	0	
14	12.21~23	"	12	7	5	
15	32.8.19~21	"	15	13	2	
16	33.3.13~23	"	17	14	3	
17	33.10.22~26	戸 田	10	5	5	
18	34.3.24~25	桐 生	13	10	3	
19	34.7.5~7	戸 田	9	0	9	第1期連合会養成審判員誕生(3ヵ月養成)
20	34.12.11~12	多摩川	24	13	11	
21	35.7.19~20	桐 生	7	7	0	
22	35.11.7~8	多摩川	8	5	3	
23	36.6.26~27	桐 生	7	3	4	
24	36.11.22~27	"	9	2	7	
25	37.6.25	浜名湖	11	1	10	
26	37.11.24~25	桐 生	14	1	13	
27	38.4.2	若 松	9	0	9	
28	38.7.12・14	"	11	2	9	
29	39.3.31~4.1	下 関	11	4	7	
30	39.7.22~24	"	5	1	4	
31	39.11.24~26	若 松	23	7	16	
32	40.3.30・4.2	徳 山	5	3	2	
33	7.26・28	下 関	12	4	8	

参考：昭和27年3月28日に大村競走場で審判員資格検定試験を行ったが、学科試験のみを実施して実技試験は行わず可否は保留した。  
(受験者4名)

## ■審判員資格検定試験結果

回	期 日	場 所	受験者	不合格者	合格者	備 考
34	41.1.19・21	若 松	12	4	8	
35	9.14・16	下 関	15	1	14	
36	42.3.10・13	"	8	0	8	
37	8.23・25	芦 屋	10	3	7	
38	43.2.9・11	"	11	0	11	
39	8.8~9	本 栖	10	0	10	
40	44.1.13・15	"	5	1	4	
41	6.29~30	"	8	0	8	
42	11.29~30	"	—	—	—	受験者なし
43	45.4.13~14	"	9	4	5	
44	45.6.27・7.1	"	15	7	8	
45	45.12.12・14	"	7	2	5	
46	46.9.2・4	"	12	3	9	5ヵ月養成修了者
47	47.3.3・5	"	9	0	9	
48	9.2・4	"	8	0	8	
49	48.3.1・2	"	15	2	13	
50	49.3.14・16	"	5	0	5	1年制養成修了者
51	9.18・20	"	4	1	3	
52	50.3.14・17	"	3	0	3	
53	9.24	"	8	0	8	
54	51.3.20	"	7	1	6	
55	9.24	"	4	0	4	
56	52.3.19	"	7	3	4	
57	9.19	"	12	1	11	
58	53.3.19	"	8	0	8	
59	9.18・22	"	5	0	5	
60	54.3.14・16・22	"	8	0	8	
61	9.17・18・20	"	3	0	3	
62	55.3.17・18・20	"	8	0	8	
63	9.16・18	"	—	—	—	年間1回養成のため受験者なし
64	56.3.16・19	"	7	2	5	
65	56.9.16~18	"	—	—	—	年間1回養成のため受験者なし
66	57.3.18	"	7	0	7	
合 計			822	337	481	

## ■連合会の検査員養成

期	養成期間	推薦数	受験数	学科不合格	身体検査不合格	合格	入所	編入	修了	備考
1	35.4.23~7.21	12	8	2	2	6	6		6	3ヵ月養成開始
2	36.9.1~11.28	—	8	1	1	6	6		5	
3	37.9.1~11.29	21	21	1	4	16	16		15	
4	38.4.20~7.18	11	9	2	1	6	11		6	
5	39.1.8~4.6	15	13	1	4	8	8		7	
6	9.3~12.1	21	20	6	8	6	6		5	
23	44.4.7~7.5	16	16	9	0	7	8		8	
24	9.1~12.2	23	22	10	0	12	12		12	
25	45.1.15~4.14	10	9	2	0	7	7		7	
26	4.1~7.3	11	11	6	0	5	5		5	
27	9.16~12.16	11	11	6	0	5	5		5	
28	46.4.10~9.6	9	9	7	0	2	5		4	5ヵ月養成開始
29	10.9~47.3.7	8	8	6	0	2	2	1	3	
30	47.4.10~9.6	12	10	9	0	1	1		1	
31	10.9~48.3.5	8	8	5	0	3	3		3	
32	48.4.9~49.3.24	6	6	3	0	3	3	1	4	1年制養成開始
33	48.10.12~49.9.26	5	5	2	0	3	3		2	
34	49.4.10~50.3.24	4	4	2	1	1	1		1	
35	49.10.14~50.9.26	6	6	4	0	2	2		2	
36	50.4.10~51.3.23	13	13	2	5	6	6	1	7	
37	50.10.6~51.9.27	6	6	4	0	2	2	3	5	
38	51.4.6~52.3.23	9	9	6	0	3	3	3	5	
39	51.10.5~52.9.22	5	5	3	0	2	2		2	
40	52.4.6~53.3.24	6	6	1	3	2	2		2	
41	52.10.5~53.9.27	5	5	0	2	3	3		2	
42	53.4.5~54.3.23	13	13	5	3	4	4	4	8	
43	53.10.11~54.9.26	5	5	0	1	4	1 <sup>(42期審判)</sup>	1	2	
44	54.4.11~55.3.26	3	3	1	1	1	1	3	4	年間1回養成開始
45	55.4.19~56.3.26	6	6	5	0	1	1	6	7	
46	56.4.8~57.3.24	3	3	0	1	2	2	4	6	

〔注〕 1. 第2~22期生までは審判員・検査員の両資格取得制度  
2. 昭和40年からは、これまでの審判員養成7期と検査員養成6期が終了しているので第23期実務者養成として開始された。

## ■検査員認定試験、資格検定試験結果(1)

回	期日	場所	受験者	不合格者	合格者	備考
1	28.1.28	尼崎	26	8	18	認定試験制度
2	3.25	芦屋	22	15	7	
3	6.16	大津	18	11	7	
4	9.18	若松	9	5	4	
5	29.3.9	大津	19	8	11	
6	5.8	浜名湖	45	14	31	東京都開催準備の為の大量受験
7	10.1~3	府中	37	22	15	
8	30.3.10	児島	14	9	5	
9	10.26	東京	7	3	4	
10	31.5.12	〃	2	1	1	
11	12.24	〃	15	12	3	
12	32.8.22	〃	8	6	2	
13	33.3.13~23	〃	23	15	8	
14	10.25	戸田	16	9	7	
15	34.3.16	〃	14	10	4	
16	34.7.5	〃	12	9	3	
17	12.10	多摩川	34	22	12	
18	35.7.19	桐生	26	12	14	連合会第1期検査員養成修了者(含女子1名)
19	11.6	多摩川	9	4	5	
20	36.6.25	桐生	7	1	6	
21	11.22~27	〃	8	2	6	
22	37.6.25~26	浜名湖	12	3	9	
小計			383	201	182	
1	37.10.8~9	多摩川	30	11	19	資格検定試験制度
2	10.20~21	〃	33	7	26	
3	10.22~23	桐生	15	1	14	
4	11.25~26	多摩川	35	8	27	
5	12.13~14	〃	34	10	24	
6	38.2.13~14	〃	23	1	22	
7	4.1	若松	10	0	10	
8	7.12~13	〃	11	1	10	
9	39.3.31・4.2	下関	10	3	7	
10	7.22~23	〃	4	0	4	
11	11.24~25	若松	9	4	5	
12	40.3.30・4.1	徳山	7	2	5	

■ 検査員認定試験、資格検定試験結果(2)

回	期 日	場 所	受験者	不合格者	合格者	備 考
13	40.7.26~27	下 関	13	3	10	
14	41.1.19~20	若 松	13	5	8	
15	9.14~15	下 関	16	3	13	
16	42.3.10・12	”	9	2	7	
17	8.23~24	芦 屋	14	3	11	
18	43.2.9~10	”	10	3	7	
19	8.9~10	本 栖	13	3	10	
20	44.1.13・15	”	7	1	6	
21	6.29・7.1	”	10	2	8	
22	11.29~30	”	15	1	14	
23	45.4.13~15	”	7	0	7	
24	45.6.29~30	”	16	7	9	
25	12.12~13	”	6	0	6	
26	46.9.2~4	”	4	1	3	5ヵ月養成修了者
27	47.3.3~5	”	3	0	3	
28	9.2~4	”	3	0	3	
29	48.3.1~3	”	9	3	6	
30	49.3.14・15	”	5	1	4	1年制養成修了者
31	9.18~19	”	3	1	2	
32	50.3.14~17	”	2	1	1	
33	9.25	”	4	0	4	
34	51.3.19	”	7	0	7	
35	9.25	”	5	0	5	
36	52.3.18	”	5	0	5	
37	9.20	”	2	0	2	
38	53.3.20	”	7	0	7	
39	9.18・23	”	8	0	8	
40	54.3.14・16・23	”	8	0	8	
41	9.17・18・21	”	3	1	2	
42	55.3.17・18・21	”	6	1	5	
43	9.16~19	”	—	—	—	年間1回養成のため受験者なし
44	56.3.16~20	”	9	0	9	
45	56.9.16~18	本 栖	—	—	—	年間1回養成のため受験者なし
46	57.3.18	”	6	0	6	
小 計			469	90	379	
合 計			852	291	561	

モーターボート競走30年史／養成訓練篇

昭和57年6月30日発行

●発行 (社) 全国モーターボート競走会連合会

印刷 (株) ワコー印刷



社団法人 全国モーターボート競走会連合会  
東京都港区三田3丁目12番12号 ☎03(454)5051